

予算特別委員会会議記録

予算特別委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和3年3月17日（水） 午前10時00分から
午後 2時58分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、鴛海豊、志村学、井上伸史、清田哲也、今吉次郎、阿部長夫、太田正美、後藤慎太郎、衛藤博昭、森誠一、大友栄二、木付親次、古手川正治、土居昌弘、嶋幸一、元吉俊博、御手洗吉生、阿部英仁、成迫健児、浦野英樹、高橋肇、木田昇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、藤田正道、原田孝司、小嶋秀行、馬場林、尾島保彦、玉田輝義、平岩純子、吉村哲彦、戸高賢史、河野成司、猿渡久子、堤栄三、荒金信生、末宗秀雄、小川克己

4 欠席した委員の氏名

井上明夫

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 大友進一、土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案令和3年度大分県一般会計予算、第7号議案令和3年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算、第8号議案令和3年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算、第9号議案令和3年度大分県県営林事業特別会計予算、第10号議案令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算及び第11号議案令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について審査を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	矢野順子
議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課委員会班	副主幹	白岩賢一
議事課議事調整班	主任	阿南絵理

予算特別委員会次第

日 時：令和3年3月17日（水）10：00～

場 所：本会議場

1 開 会

2 歳出予算審査

（1）土木建築部関係

① 予算説明

② 質疑・応答

（2）農林水産部関係

① 予算説明

② 質疑・応答

3 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

執行部の皆さんに申し上げます。各部局の入れ替わりがあるので、マスクを着けたまま発言願います。

また、発言の際は、マイクを立てて、口元をマイクに近づけてはつきりと発言願います。

それでは、この際、付託された予算議案を一括議題とし、これより土木建築部関係予算の審査に入ります。

執行部に申し上げます。説明は、主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭に願います。

それでは、土木建築部関係予算について、説明を求めます。

湯地土木建築部長 それでは、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、土木建築部関係予算について御説明します。

お手元の令和3年度土木建築部予算概要の1ページをお開き願います。

左側のI、予算のポイントを御覧ください。令和3年度の県政推進指針を踏まえて、土木建築部の主な取組をまとめています。

まず、1点目の強靱な県土づくりと危機管理体制の充実です。令和2年7月豪雨をはじめとした災害のさらなる頻発・激甚化に対応するため、ハード・ソフトを総動員した取組により、県民の命と暮らしを守る県土の強靱化を加速前進させます。

具体的には、玉来ダムの整備、再度災害防止や事前防災強化に向けた河川改修、河床掘削などの実施に加え、新たに中小河川におけるハザードマップ作成を支援し、防災情報の提供体制を強化します。

また、住民の命はもとより、重要交通網、防災拠点、要配慮者施設などを守る砂防施設の整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域への標識設置で幅広い情報提供を図っています。

このほかにも、南海トラフ地震などに備えた緊急輸送道路上における橋梁の耐震化や大分臨海部コンビナート護岸の強靱化などの防災・減災対策に取り組んでいます。

2点目は、「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実です。九州の東の玄関口として、人・物の流れの拠点づくりや魅力向上のため、海上輸送の拠点となる港湾やアクセス道路の整備、中九州横断道路や中津日田道路などの地域高規格道路の整備とともに、都市部の渋滞緩和や地域の暮らしと産業を支える道路の整備など、交通ネットワークの充実・強化に取り組んでいます。

次に、IIの事業体系です。土木建築部が取り組む主な3事業を掲げています。詳細については、後ほど御説明します。

続いて2ページをお開き願います。土木建築部の一般会計の予算案ですが、(1)一般会計の表の左から2番目、予算額(A)の列で、上から4番目の土木建築部の計にあるように、部の予算総額は、979億9,722万7千円です。右から3番目、令和2年度当初予算額(B)の列で、同じく上から4番目、土木建築部の計の1,069億7,582万2千円と比較すると、その一つ右の欄ですが、89億7,859万5千円の減額、率にして8.4%の減となっています。

マイナスの主な要因としては、令和2年度当初予算で計上していた、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続く、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が令和3年度から始まりますが、この初年度分予算については、さきの大分県令和2年度一般会計3月補正予算(第9号)で受け込み、予算計上したことによるものです。

同じく2ページ下の表には県予算額に占める土木建築部の予算額の構成比を記載しています。

下から2番目、3年度当初予算額の計の欄に

あるとおり、県予算額に占める土木建築部の構成比は、13.9%となっています。

続いて、別途お配りしている令和3年度土木建築部予算総括表を御覧ください。課ごとに公共・単独の区分、さらに財源内訳を一覧表にまとめています。

表の右から2列目(A) / (B)の欄を御覧ください。令和2年度当初予算額に対する比率を記載しています。令和3年度当初予算の土木建築部全体における比率は、下から3段目、①令和3年度当初予算計の網掛け欄にあるとおり、公共事業で86.8%、単独事業で104.3%、合計で91.6%となっています。

なお、さきほども申し上げましたが、表の1段下、②令和2年度3月補正予算の国土強靱化5か年加速化対策関連事業を加えた比率では、一番下の段の網掛け欄にあるとおり、公共事業が125.1%、合計が119.4%となっています。

それでは、土木建築部の重点事業及び新規事業を中心に、主な事業を御説明します。恐れ入りますが、もう一度予算概要を御覧ください。

まず、12ページをお開き願います。一番下の建設産業構造改善・人材育成支援事業費ですが、予算額は2,480万円です。本事業は、建設産業における人材確保や生産性向上を図るため、建設労働者のUIJターン促進や建設業者の就労環境改善の取組を支援するとともに、PR動画やメディアを活用した建設産業の魅力発信などを行うものです。

次に、19ページをお開き願います。上から2番目の(公)道路改良事業費ですが、予算額は145億7,372万4千円です。本事業は、県土の発展を支える中津日田道路などの地域高規格道路を整備するとともに、国県道の線形不良、幅員狭小箇所などの改良を行うものです。令和3年度については、補助事業において日田山国道路など5か所、交付金事業では、国道387号(川底工区)、県道三重新殿線(牟礼前田工区)など72か所について、着実に道路整備を進めます。

次に、24ページをお開き願います。一番下

の(公)道路防災事業費ですが、予算額は10億3,907万7千円です。本事業は、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保するため、防災拠点などを結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を実施するものです。

次に、31ページをお開き願います。下から3番目の中小河川等洪水時避難行動支援事業費ですが、予算額は6千万円です。本事業は、洪水発生時の住民の的確・確実な避難行動を支援するため、過去に浸水被害のあった中小河川などについて、市町村が行う洪水ハザードマップの作成に要する経費に対して助成するものです。新たに中小河川におけるハザードマップ整備を促進し、災害の危険性が見える化の拡充を図り、防災情報の提供体制を強化します。

次に、同じページの二つ下、総合治水対策推進事業費ですが、予算額は5千万円です。本事業は、頻発・激甚化する豪雨や台風被害への対策を推進するため、最新の雨量データを用いた検証により対策箇所や緊急度などを整理し、ハード・ソフト対策を効果的に組み合わせた総合的な治水対策プランを策定するものです。

次に、33ページをお開き願います。上から4番目の(公)広域河川改修事業費ですが、予算額は55億6,524万5千円です。本事業は、頻発する河川の氾濫による浸水被害を踏まえ、県管理河川において、災害から県民の生命・財産を守るとともに、良好な河川空間を整備するため、河川改修を行うものです。令和3年度については、令和2年7月豪雨により被災した九重町の野上川などにおいて、河道の拡幅や堤防のかさ上げなどを実施し、治水機能の強化を図ります。

次に、同じページの下から2番目、(公)河川災害関連事業費ですが、予算額は3億7,880万円です。本事業は、令和2年7月豪雨により被災した日田市、玖珠川の山ノ釣工区、湯ノ釣工区において、再度の災害を防止するため、河積拡大などの改良工事を災害復旧事業と一体的に実施するものです。

次に、その下、(公)治水ダム建設事業費で

すが、予算額は54億2,975万円です。本事業は、豪雨や台風などによる洪水被害を未然に防止し、竹田市街地の安全性を向上させるため、玉来ダムを整備するものです。1日も早い治水効果の発現に向け、ダム本体工事を推進するとともに、放流設備工事や管理用道路工事などを実施します。

次に、34ページを御覧ください。上から3番目の河川施設災害防止緊急対策事業費ですが、予算額は20億5千万円です。本事業は、災害に対して強靱な県土をつくり県民の安全を確保するため、国の緊急自然災害防止対策事業を活用し、国庫補助事業の対象とならない中小河川の河床掘削や堤防かさ上げ、樹木伐採等を実施するものです。

次に、42ページをお開き願います。上から3番目の地震・津波・高潮対策調査事業費ですが、予算額は8,200万円です。本事業は、南海トラフ地震や台風による津波や高潮などの浸水被害から大分臨海部を守るため、国直轄事業の進捗に合わせ、県管理海岸・河川との一体的整備による防護機能強化に向けた調査などを実施するものです。

次に、50ページをお開き願います。下から2番目の土砂災害避難促進事業費ですが、予算額は4,430万円です。本事業は、的確な避難行動を促進するため、土砂災害の専門家を派遣し、ハザードマップの再点検などを支援するものです。また、土砂災害警戒区域等に指定された地区について、幅広く地域住民などへの周知を図るため、土砂災害警戒区域の標識設置を行うとともに、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成に要する経費に対して助成するものです。

次に、51ページをお開き願います。一番上の(単)急傾斜地崩壊対策事業費ですが、予算額は7億3千万円です。本事業は、国庫補助の対象とならない急傾斜地の擁壁工や法面対策工を実施するとともに、市町村が実施する人家5戸未満の急傾斜地崩壊対策事業に対して、その経費を助成するものです。

令和3年度については、市町村事業に対する

予算額を令和2年度の1億3千万円から1億8千万円に増額し、さらに補助対象となる事業費の上限額を従来の675万円から1千万円に引き上げることで、地元の負担を軽減し、事業進捗を支援します。

次に、52ページを御覧ください。上から2番目の(公)砂防災害関連事業費ですが、予算額は4億6,358万3千円です。本事業は、令和2年7月豪雨により被災した由布市の花合野川において、再度の災害を防止するため、河積拡大などの改良工事を災害復旧事業と一体的に実施するものです。

次に、同じページの一番下、砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費ですが、予算額は17億円です。本事業は、国の緊急自然災害防止対策事業を積極的に活用し、国庫補助事業の対象とならない急傾斜地の法面对策や、砂防堰堤の整備などを実施するものです。

次に、56ページをお開き願います。一番上の魅力ある景観づくり推進事業費ですが、予算額は1,736万6千円です。本事業は、自然環境や景観資源を有効活用し、観光振興、地域活力の再生に取り組むため、市町村が行う景観行政の支援やセミナーの開催などに要する経費です。令和3年度については、大分県らしい良好な景観の保全・形成を図るための大分県景観計画の策定に向けた業務を実施します。

次に、59ページをお開き願います。一番下の(公)街路改良事業費ですが、予算額は26億8,794万1千円です。本事業は、都市内の慢性的な交通渋滞の改善や、安全な歩行空間などを確保するため、庄の原佐野線ほか都市計画道路7路線の整備を行うものです。

次に、69ページをお開き願います。一番下の子育て・高齢者世帯住環境整備事業費ですが、予算額は3,749万5千円です。本事業は、子育て世帯の住環境の向上や、三世代近居・同居の支援、高齢者の暮らしの安心確保のため、住宅改修に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものです。令和3年度については、子育て支援型の対象工事としてテレワークスペース等改修型と三世代近居支援型を拡充

し、子育て・高齢者世帯の住環境向上を図ります。

以上が、一般会計の予算の概要です。

引き続き、特別会計について御説明します。

77ページをお開き願います。土木建築部が所管、関係する特別会計をまとめています。

まず、上から2番目、第10号議案臨海工業地帯建設事業特別会計ですが、予算額は16億181万9千円です。これは、大分港6号地C-2地区の造成に要した起債の元利償還などに要する経費です。

次に、その下、第11号議案港湾施設整備事業特別会計ですが、予算額は33億9,858万9千円です。これは、物流機能を充実させ本県の産業振興を図るため、臼杵港などの埠頭用地の造成や、大分港大在コンテナターミナルをはじめとした港湾施設の管理運営、上屋など施設の維持修繕及び起債の元利償還などに要する経費です。以上が、特別会計の予算の概要です。

土木建築部の予算説明は以上です。これらの事業の実施にあたり、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策関連事業費とあわせた予算の効果的・効率的な執行を図るとともに、令和2年7月豪雨災害からの早期復旧・復興をはじめとした強靱な県土づくりに向けて、全力で努めていきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

三浦委員長 以上で、説明は終わりました。

この際、委員の皆さんに申し上げます。これより質疑に入りますが、質疑は付託された予算議案に対する内容にとどめるとともに、説明資料名、ページ及び事業名等を明らかにしてください。

質疑の方法は、一人一括問答方式となっており、質疑は、関連質疑も含め一人5分以内、再質疑は2回までですので、要点を簡潔にお願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前の通告者が8名います。それでは、順次指名します。

堤委員 まず、42ページの地震・津波・高潮対策調査事業費、(公)国直轄海岸事業負担金についてです。

この事業は南海トラフ地震に対する津波防護対策としての防護機能強化をしていますが、津波高をどれぐらいと想定して、どのような対策工事をしているのか。

また、日本製鉄周辺の堤防補修について、背後地住民への津波被害等による施設の流出を防ぐとも説明されていますが、この堤防改修程度で背後地への流出被害は防げるのか。

二つ目に、69ページの子育て・高齢者世帯住環境整備事業費。

今年1月までの高齢者・子育て・三世代改修事業は確かに年々増加傾向ですが、それでも155件となっています。リフォーム要望世帯から見ると少ないと思います。その周知徹底と制度説明はどのようにしているのか。

また、3,749万5千円の予算でどれぐらいの件数等を考えていますか。

また、土木建築部長も参加していた、先日2月25日の地元紙の耐震性住宅等の座談会で、大分大学の柴田准教授は、既に建てられた住宅をリフォームやリノベーションを行いながら、いかに住み継いでいくかが大切と述べています。耐震診断や改修はそれなりの助成制度はあるが、一般的なリフォーム助成制度はありません。専門家の指摘する問題を促進するためにも必要と考えるが、どうですか。

最後に、70ページの県営住宅等管理対策事業費です。

築年数の古いものは順次改修しており、エレベーター設置とかバリアフリー化は進んでいますが、既存住宅では階段のために高層階への入居が進んでいない状況が見受けられます。自治機能の低下にもつながる。また、若者世帯向けの改修も行っているが、高層階に限り65歳未満の単身者にも入居を可能とするようにしたらどうですか。

中村港湾課長 一つ目の質問についてお答えします。

津波防護対策として護岸のかさ上げや鋼矢板

の設置などによる耐震対策、そして、防潮堤の整備などに取り組みます。

整備にあたっては発生頻度が高く、津波高は低いが大きな被害をもたらすL1津波、または台風による高潮のどちらか高い方を対象として護岸の必要高さを決定しています。

現在、国直轄による大分港海岸保全施設整備事業では、L1津波高を3.0メートルと想定していますが、高潮高が7.9メートルと高いことから、高潮を防ぐ護岸高さで整備を進めています。

先行して着手した津留地区では地盤の改良に続き、護岸の倒壊を防ぐ楕形鋼矢板を設置し、その後、津波や高潮を防ぐ上部工を新設することで液状化を伴う地震や最大クラスの津波に対しても、背後地の企業のみならず市街地への浸水被害を防ぐ効果を発揮させる構造です。

一方、国直轄区間に隣接する県管理の海岸や河川からの浸水被害が懸念されるため、液状化を判定する物質調査や津波遡上シミュレーションを実施します。調査結果を踏まえ、技術面やコスト面の課題を整理し、土地利用状況などを総合的に勘案しながら整備手法を検討する予定です。国直轄事業とあわせて効果が発現できるよう取り組みます。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 子育て・高齢者世帯住環境整備事業費についてお答えします。

まず、周知徹底と制度の説明についてですが、広報効果の高い市町村報やホームページに加え、住宅の所有者などから相談が多いショールームの従業員や施工者に対する説明会を実施しています。

一方、耐震改修とあわせてリフォームも考えられるため、各市町村を回る耐震キャラバンや出前講座、ポスティングなどで一体的な周知を図っています。

次に、予算件数についてですが、これまでも子育てや高齢者世帯のニーズに合わせて拡充し、利用件数は増加傾向にあります。令和3年度は子育て支援を目的としたテレワークスペース改修を20件、近居におけるバリアフリー改修を

20件増加し、計200件を予定しています。

また、専門家指摘の課題についてですが、子育て世帯や高齢者世帯が今ある住宅を住み継いでいけるよう、それぞれのニーズに応じたリフォーム支援を実施しています。

このように少子高齢化が進む中、今後も本事業を周知し、安心して子育てできる環境や高齢者が安心して生活できる環境の実現を目指していきます。

次に、県営住宅等管理対策事業費についてですが、県営住宅は住宅確保に困窮する低所得者に低廉な家賃で良好な住居を提供するために整備されたもので、入居に際しては県条例において、現に同居し、または同居しようとする親族があることと規定されています。

ただし、特に住居の安定を図るため、特段の配慮が必要と考えられる60歳以上の者や生活保護受給者、障がいのある方等については、住戸形式や面積に一定の制限があるものの単身での入居を認めています。

また、県営住宅の3階、4階については、子育て世帯の入居向けに子どもの見守りに配慮したリビングやキッチンの改修などを令和元年度から計画的に実施し、子育て世帯の入居を促進しています。60歳未満の単身者の入居は、住宅確保の困窮度が高い世帯の入居機会を妨げない必要があることなどから、今後の検討課題と考えています。

堤委員 地震・津波、国直轄の関係ですが、これは上部工を建設すると。高潮で7.9メートル、津留地区の日本製鉄の護岸もそういう形になるのかが一つ。もう一遍教えて。

それと、津留地域の液状化。私は住んでいますが、もともとあそこは湿原地帯ですから液状化しやすい地形です。それをコンクリートか何か埋め込んでやるような工法があると聞いたが、状況がはっきりすれば、どのような工法で津留地域の液状化を防止しようと考えているのか聞かせてください。

それと、住宅リフォームの関係。確かに高齢者とか子育て世帯が安心して暮らしていただけるためのバリアフリーとか子育て、三世代、いろい

ろ制度を作ってきました。リノベーションとかリフォームをして住み継いでいく、一般的な住宅リフォームは非常にいいと思います。それは樋口建築住宅課長兼公営住宅室長が言っているような制度と非常に関わり合いがあります。だから、一般質問でも質問したが、一般的なリフォーム助成制度は中小企業活性化条例の精神とも非常に合致しています。そういう点からすると、一般向け住宅リフォーム助成制度は、そろそろ考えた方がいいと思うが、そこら辺をどうするか、再度求めます。

それと、60歳以上の単身世帯。今いろんなところへ行くと、5階とかは非常に空いていますね。せめてそういうところは60歳未満の方でも入られるように規制を緩和して、例えば、5階限定とかいうことを考えた方が自治会活動も非常にやりやすくなると思います。5階はなかなか入居者はいませんよ。辞退する方も結構多いですから、そういうことを今、本気になって考えるべきだと思うが、今後どのような検討をされていくのかを含めて再度質問します。

中村港湾課長 まず御質問の1点目、津留地区の護岸の高さの件です。津留地区も高潮を防ぐ高さ7.9メートルで整備を進めています。

それから、液状化をどう防ぐのかという点です。

まず1点は、軟弱な地盤の改良工事を行っています。さらに、護岸がその液状化に伴って倒壊するおそれもあるので、さきほど櫛型鋼矢板という話をしましたが、長い尺と短い尺を組み合わせ、液状化するときは土が側方に流動するので、それで一部力を逃がして護岸の倒壊を防ぐ構造を採用しています。これは今回、全国から学識経験者を集めて対策を検討して進めています。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 まず、リフォームの助成制度についてですが、委員が言われるように現在のリフォーム助成制度を利用する際、施工業者を県内企業に限定することで一定の経済的な波及効果をもたらしていると考えています。

今後も限られた予算の中で、安心して子育て

できる環境、高齢者が安心して生活できる環境の実現に向け支援を進め、子育て満足度日本一、健康寿命日本一を目指します。

そのほかの環境に配慮するとかいったいろんな事業についても国の事業等があるので、そこらもあわせて周知しています。

それから、2点目の住宅の年齢の制限等については、5階以上が空いている状況はありますが、入居率は86%で、地域によって、団地によって異なります。これは立地条件とか老朽度とかも踏まえ、全体的な考え方で対処していかないといけないと思っています。

今後も入居年齢の制限もあるかも分かりませんが、住みやすい環境を作って低廉で提供できるように取り組んでいこうと思っています。

堤委員 津留地域は、地元への説明をされていると思うが、いつ頃されたかを聞きたい。

それと、住宅のリフォームの関係。安心して暮らしていけるというのは、リフォーム全般に言えるわけです。ぜひリフォーム助成についても本気になって、検討をちゃんとして。ぜひこれは要望しておきます。

それから、入居率86%で測ってはいけません。5階は空いているわけだから、空いているところは優先的に60歳未満でもいいですよと地域を限定してやったらどうですか。そうすれば、入居率はもっと上がりますよ。その点、検討されるか再度聞きます。

中村港湾課長 津留地区ですが、現在、北側の海側は国が整備しています。これは29年度に事業化されているので、その時点から地元の説明は入っていますが、側面は今から計画整備するので、今年度から地元の説明に入っています。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 入居率についてですが、階数別に入居率も算出しており、確かに5階は入居率が若干低くなっている状況です。ただ、さきほどお答えしたように、60歳未満であっても、条件を付して入居できるようにもなっているの、全体的に入居率の悪いところとか、全体的な見直しを含め、考えていこうと思います。

猿渡委員 71ページの特定建築物等耐震対策

促進事業費です。

これは避難所協定を締結した中小企業のホテル、旅館、そのほかの施設については、それ以外のものよりも高い補助率で助成が受けられ、自己負担は3分の1だということですが、この避難所協定を市町村と締結したホテル・旅館などの件数と、この補助金を活用した件数について教えてください。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 特定建築物等耐震対策促進事業費についてお答えします。

避難所協定を締結した中小企業が経営するホテル、旅館、そのほかの施設の補助率については、平成23年の東日本大震災において、避難所の不足や帰宅困難者の受入れに苦慮し、全国的な課題となったことから、県と市で協議を行い、設定したものです。

本事業の対象となる特定建築物のある市町のうち、大分市は個別に、別府市は別府市旅館ホテル組合連合会と結ばれた協定に基づき、大分市では2施設、別府市では3施設が事業者負担3分の1の補助を活用しています。

今後、別府市内の2施設が活用を予定しています。

猿渡委員 思ったよりも少ないなと感じました。この制度をもっと幅広く知らせて広げていくことが大事だと思いますが、その取組について何かお考えがあるでしょうか。

それと、避難所協定を結んでいないところについては補助率44.8%ですが、この部分での補助を受けて改修している状況についても分かれば教えてください。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 まず、この制度についてですが、平成25年に建築物の耐震改修促進に関する法律の改正により、不特定多数の者が利用する旅館、病院、店舗の用途で一定規模以上の建築物である特定建築物については、耐震診断を行って所管行政庁へ報告することが義務付けられました。この義務付けにより、本事業は26年に耐震診断、耐震補強の補助を実施し、27年度に一部拡充を行い工事への助成を行うこととしました。

その中で、国費の交付金と補助金を活用し、

県、市町の補助を合わせると44.8%、事業費負担は55.2%、これが基本の補助率です。その中で、さきほど申したように、中小企業のホテル、旅館に対し、協定を結んでいるところについては補助率を上げて補助したという経過で、全体的にこの対象となって、診断の結果、必要となった棟数が26棟ありましたが、26棟のうち、さきほど答えた棟数がこのかさ上げされた補助率を利用した、それ以外は通常の補助率です。

猿渡委員 県単独で補助率を上げているという理解でいいですかね。

でも、残りが数棟あると。診断は義務だが、補強までは義務化されていない。やはり今、補強が必要と思いますが、残っている数棟について、どのように考えているか教えてください。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 現在、限られた26棟を耐震化補助を使いながら進めますが、なかなかホテル等で事業計画が進まないところがあり、そういうところについては、計画実施に向け、担当が定期的に足を運び市町村と一緒に協定しています。

この事業を早く着手できるように、いろいろな協議を進めています。

守永委員 2項目について質問します。

まず、土木建築部予算概要の13ページの建設産業女性活躍推進事業費についてです。

建設産業女性ネットワークの構築とありますが、現在どのようなネットワークが構築されていますか。ネットワークを構築する上でどのような方々を対象に、どのように呼びかけをしてこられたか、伺います。

また、2021年度にどのような事業効果を出そうとしているのか、伺います。

二つ目が、予算概要の19ページ、(公)国直轄道路事業負担金と23ページ、(単)交通安全事業費についてです。

(公)国直轄道路事業負担金は、国の事業に係る負担金として計上していますが、内訳で改築事業、交通安全事業のI種、II種と電線共同溝事業とで積み上げられています。この積み上

げについては国の計画でしょうが、どのような根拠があるか、もし分かれば教えてください。

また、(単)交通安全事業費の第二種事業費、交通安全維持費、弱者事故対策事業費とありますが、これらの事業費積算の根拠についても教えてください。

渡辺土木建築企画課長 建設産業女性活躍推進事業費についてお答えします。

県では、建設産業で働く女性の活躍の場を広げていくため、女性活躍推進事業に取り組んでいます。そのため、今年度からはドローン測量や工法、施工監理など専門的な知識を身に付けるスキルアップセミナーを実施したところです。

こうしたセミナーの開催にあたり、県内の建設業者、コンサルタント業者約3千社にメールで知らせました。そのほか関係団体や各土木事務所にもチラシを配布するなどして募集しています。

また、特設のホームページやSNS、県の新聞、ラジオ、ホームページ等の広報媒体も活用して公募しています。その結果、このスキルアップセミナーには36名の女性が参加し、先日、その成果発表会も行いました。

受講者の皆さんは非常に意欲にあふれており、彼女らを中心に事務や技術の職種、あるいは所属する会社などの職域を超えた横のつながり、すなわちネットワークが生まれています。来年度はこうしたネットワークに新たな参加者を加えていくことで、さらに横のつながりを生み出していきます。

また、女性の視点をいかし、建設産業の魅力や女性の新しい働き方の情報発信にも取り組んでいきます。

また、建設産業で働く女性の入職促進や定着を図ることを目的に、国が展開している建設産業女性定着支援ネットワークがありますが、こちらへの登録も目指します。

こうした取組を通じ、女性はもちろん、誰もが働きやすく、働きがいのある建設産業への発展を支援していきます。

種蔵道路建設課長 (公)国直轄道路事業費負担金について説明します。

国土交通省大分河川国道事務所と佐伯河川国道事務所では、県内の国道10号、57号、210号の3本の国道を管理し、改築事業や交通安全事業等を行っており、加えて県が管理することとなる中津日田道路の三光本耶馬溪道路についても、国が直轄権限代行で事業を行っています。

本予算案においては、国直轄道路事業費負担金として28億円を計上していますが、これは国の本年度の当初配分予算への負担額である27億7千万円をベースに国土交通省に確認した来年度の事業見通しや、国の道路予算の全国的な動向を加味して算出しているものです。

具体的には、国の事業として三光本耶馬溪道路や国道10号高江拡幅などがありますが、県全体での事業規模は本年度から大きな変化がないことが見込まれていることや、強靱化5か年対策予算が閣議決定されたものの、補正予算での措置となっていて、通常予算への影響は限定的になるものと考え、本年度の当初配分予算への負担額を切り上げた数字を計上しています。

なお、本年2月には国から事業計画に関する通知が発出公表されていて、次年度の事業規模のめどが幅を持って示されていますが、今回予算案として提示している額とそごはないと考えます。

藤崎道路保全課長 私からは(単)交通安全事業費についてお答えします。

まず、それぞれの事業費の概要ですが、第二種事業費は防護柵や区画線などを新設する費用です。交通安全維持費は既存の防護柵の取替えや区画線の更新、道路標識の修繕などを行う費用です。また、弱者事故対策事業費は直近の事故発生箇所や通学路合同点検での危険箇所等を対象に、交差点マークや滑り止め舗装などの事故対策を行う費用です。これらの事業費の積算については、土木事務所のヒアリングに基づいて必要な数量を計上し、実績に基づいた単価を用い、それぞれ算出しています。

守永委員 まず、女性ネットワークについて、様々な技術を研鑽して、各企業に募集をかけて応募してきた女性の方々がテクニク、技術を

磨いていくのは分かるし、それによって技術現場での女性の地位の向上が図られるだろうと思いますが、横のつながりという部分が、いろんな技術の研鑽を進める上で効果があるのか。職場における処遇とかいった部分でいろんな情報交換ができるのか、その辺の様子が少し分かれれば教えてください。

また、これから呼びかけをしながらもっと広がっていくのとあわせて、こういう職場だというのをもっと広く、大学生、高校生の若い女性にも呼びかけることにより、いろんな方々がそういった作業現場に進出できるんだと見えてくると思うのでどう対応されるか、教えてください。

あと、国道と県道の分は県道が中心となると思いますが、それぞれ土木事務所に様々な要望が上がってきているだろうと思いますが、それらの要望を参考にしながら対応されているのか。そして、どのぐらい対応できているのか、その辺の状況が分かれば教えてください。

渡辺土木建築企画課長 ネットワークの効果についてお答えします。

今回、セミナーに参加された36名のうち、同じ会社から2人とか3人とか来られている方もいますが、基本的にはその会社にしか建設産業従事の女性の知り合いがないという方がほとんどです。

今回、こういうセミナーを開いて、こんなにもたくさん建設産業に女性がいるのかと、参加者も結構驚かれていたと。そうすると、やはり女性は女性の悩み、あるいは業種の悩みもあるし、うちの会社ではこうですが、皆さんのところはどうかという情報交換もできるし、それから、執務環境の改善の取組の情報などで改善も図ることができる。よその会社で働いている方が、どんな環境で、どういう思いで働いているかを共有することにより、やる気と会社に対する貢献の心が出てくるのは間違いないと思います。

それから、大学生、高校生への働きかけという御質問です。これについては、おおい建設人材共育ネットワークという産学官が連携して

働きかけをする共同組織を作っており、ホームページとか体験会で、PRを一生懸命やっています。そこではもちろん女性の働く姿というのがありますが、男女分け隔てなく、とにかく若い入職者を増やしていこうと取り組んでいるので、その中で女性に対するアピールもしていきたいと考えています。

藤崎道路保全課長 要望箇所を全てクリアしているかという御質問だったかと思います。予算的にも少し厳しく、なかなか要望箇所全てがクリアできるほどないので、当然優先順位を付け、その中で対応しています。

なお、弱者事故対策事業費については、毎年、通学路の合同点検等、警察、教育、小学校、地元などと一緒に点検に回って、そういったところからも要望が出てきているので、きちっと対応できていると思います。

守永委員 女性に限らず、いろんな方々が働きやすい職場環境を作るという意味でも貢献しているなど感じました。ぜひ積極的に展開をお願いします。

あと、なかなか予算が厳しいという状況も感じますが、点検をしながら必要なところはきちんと対応してくださるということで手当てされていることが分かったので、またよろしくお願いします。

吉村委員 まず、概要70ページ、県営住宅等管理対策事業費について伺います。

私の住んでいる明野は、比較的県営、市営住宅が多い地域ですので、様々な御意見等をいただくことが多いですが、その中から1点。

例えば、市営と県営において管理サービスについて差があると。実際に防鳥ネットであれば、市営は共有部分は市が張ってくれるが、県営においてはそこまではしていないという部分があるかと思いますが、そういったサービスの差についてどのように考えているか、伺います。

あと1点追加でよろしいですか。通告していませんが、概要23ページ、(単)側溝整備事業費について加えて伺います。

近年の集中豪雨等でその雨量に対しての側溝の処理能力が対応できていないのではないかと

感じます。こういった側溝について、今後どのように整備していこうと考えているか、加えて側溝の規格の見直し等、もし考えがあれば伺います。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 県営住宅等管理対策事業費についてお答えします。

公営住宅は公営住宅法に基づき、県、市町村が条例を制定し、管理を行っています。条例の中で入居者が負担すべきものと管理者が負担すべきものが定められています。

その上で、今回、公営住宅のマスタープランを県と市で一緒に作ってきましたが、協議していく中で、県と市町村で管理に差が出ていることは認識しています。そのため、大分県の公営住宅マスタープランでは管理基準の統一を目標に掲げました。今後、統一すべき基準を明確にし、市町村と協議を進めていきたいと思えます。

藤崎道路保全課長 (単) 側溝整備事業費について今お尋ねがありました。

この事業については、断面不足や破損した側溝の改修を主にやる事業です。また、この大きさの見直し等々については、今のところ予定はありません。

吉村委員 まず、県営住宅に関しては、ぜひとも統一できる部分はお願ひできれば、入居者も安心と言うか、平等な感覚で住まわれるかと思うので、よろしくお願ひします。

側溝に関して、壊れているものの改修ということで了解しました。ただ、当然御理解いただいていると思いますが、ここがあふれるのかという部分もたくさんあるし、ただ単に規格を見直して大きくしろということではなく、そうやってしまうと耐震性の問題もあると思うし、通学路であれば、以前、側溝の排水の穴に足を引っかけた小学生が転倒して手を折ったということも伺っており、ただ単に大きくすればいいということではないと思いますが、現実、道路で冠水する場所や、側溝から水があふれる場所もあるのも事実なので、ぜひともそういった部分も目を向けていただければと思います。よろしくお願ひします。

清田委員 概要書64ページです。公園維持管

理費1億4,046万5千円、この大洲運動公園とハーモニーパークの内訳、金額はそれぞれいくらなのかということ。また、その作業と言うか、維持管理費の内容を教えてください。それと、指定管理者がそれぞれいると思います。そちらとの関連や指定管理期間等もあわせて答弁してください。

2点目が、その下段の県営都市公園施設整備事業費のうち、ハーモニーパークが2,010万円計上されています。この事業内容の説明を求めます。よろしくお願ひします。

岸元公園・生活排水課長 公園維持管理費についてお答えします。

公園維持管理費1億4,046万5千円の内訳は、大洲総合運動公園の指定管理者への委託料6,980万円とネーミングライツ料の一部でスポーツイベントなどを実施するパートナーシップ履行委託199万円及びハーモニーパークの指定管理者への委託料6,867万5千円です。なお、委託料は県側で直近3か年の実績を基に算出した額以内で指定管理者の提案額により契約を行っています。

大洲運動公園の指定管理者は、ファビルス・プランニング大分共同事業体で、指定管理期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。委託料の主な内訳は、グラウンド整備費、設備補修、修繕費、植栽の管理費、清掃警備費、光熱費、人件費です。

ハーモニーパークの指定管理者は、ハーモニーランドを運営している株式会社サンリオエンターテイメントで、現在の指定管理期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間です。次期指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。こちらの主な委託の内訳は、施設設備維持管理、清掃警備、植栽管理、光熱費です。

続いて、県営都市公園整備事業費についてお答えします。

ハーモニーパークの汚水施設における流量調節槽の補修を実施するもので、トイレから流れ込む汚水は本施設の処理槽にて処理することとなりますが、過度な流入を防止するため、手前

に流量を調節する槽を設けており、内部がコンクリートのひび割れや鉄筋露出による腐食が進行していることから、調節槽内のひび割れ補修や表面被覆を行うものです。

なお、当該施設はハーモニーランドのトイレからの汚水も処理することから、2,010万円の費用のうち約7割強の負担をサンリオ側に求めています。

浦野委員 私からは予算概要の12ページ、下段の建設産業構造改善・人材育成支援事業費について2点質問します。

まず、建設労働者に対するU I Jターンの促進について、いろんな職種がありますが、これは具体的にどのような職種の方を想定しているか。また、さきほどPR動画の発信などという説明がありましたが、どのような広報を展開していこうと考えているか、詳しく教えてください。

その下にある就労環境改善と改善内容の情報発信に関する経費。こちらについて、現在の就労環境の課題、問題点をどのように捉えているか、教えてください。

渡辺土木建築企画課長 建設産業構造改善・人材育成支援事業費についてお答えします。

まず、第1点目のU I Jターン促進です。建設産業の担い手不足は非常に深刻な課題です。ただ、最近では首都圏の新型コロナウイルスによる地方移住への関心の高まり、あるいはオリンピック・パラリンピックの関連工事の終了に伴い、求人数が減少しているなどを好機と捉え、技術者、技能者、職種を問わず、U I Jターンを促進しています。

具体的には建設産業のU I Jターン専用の特設サイトを設けており、そこに大分県内の建設事業者76社の企業概要などを掲載しています。

これとあわせ、移住に関する補助制度や移住関連イベント、セミナーの情報も紹介しており、月平均で4千件程度、閲覧されています。

また、インターネットの検索サイトにバナー広告を出し、例えば、移住とか、U I Jターンとかに興味のある、関心の高い方については、この特設ホームページに誘導することもしてい

ます。このホームページを開設してからはU I Jターンの問合せも増え、その結果、当方で把握している限りですが、昨年度は4名、今年度は7名が県内建設産業にU I Jターンしたと伺っています。今後とも、引き続き効果的な広報に努めます。

次に、就労環境改善と改善内容の情報発信に要する経費についてお答えします。

建設産業は地方創生を支えるインフラの整備や、災害からの復旧・復興を担う重要な産業ですが、さきほども申したとおり、新規入職者の減少、あるいは就業者の高齢化などにより、担い手不足が非常に深刻というのは御案内のとおりです。若年層の入職が少ない要因としては、きつい、汚い、危険の3Kイメージに加え、給与が低い、休暇が少ない、帰れないの6Kとも言われています。このような処遇や就労環境に関する課題が大きいかと思っています。近年、更衣室の整備、あるいはICT機器の導入、それから、ソフトでは育児休業制度の充実などにより、就労環境は着実に改善されてきています。

今後は就労環境の一層の改善に加え、さきほど申したように、産学官が連携して取り組んでいるおおいた建設人材共育ネットワーク、いわゆるビルド大分の活動を通じ、トンネルや橋梁など、地図に残る仕事ができるという建設産業の持つ魅力の発信にも一層力を注いでいきます。

浦野委員 説明ありがとうございます。分かりました。

私が思うのは建設業のイメージを変えていくと言うか、改めていくためには建設業の当事者とか、建設業を目指そうとする人だけでなく、その周囲の人のイメージを変えていく情報発信が重要だと思っていて、さきほど説明でU I Jターンの目指す人に幅広く広報されているという話がありましたが、やはり建設業の当事者、周辺に今の建設業はこうなんだよという情報が届くような仕掛けをお願いできたらと思います。

藤田委員 予算概要56ページ、魅力ある景観づくり推進事業費ですが、今回、大分県景観計画策定ということになります。この経緯や詳細について伺います。

次に、予算概要67ページ、住宅管理費全般の中で扱われるだろうと思いますが、来年度より施行されるマンション管理の新制度の準備にどのように取り組んでいくのかということの2点を伺います。

岡本都市・まちづくり推進課長 私から大分県景観計画策定の経緯や詳細についてお答えします。

本県はそれぞれの地域で特色のある景観に恵まれており、優れた景観を保全形成するために、地域に身近な基礎自治体である市町村が景観行政の中心を担ってきましたが、昨今、市町村界をまたいで設置される大規模施設などの開発行為については、市町村ごとに届出行為の種類や規模並びに景観形成基準が異なるなど、景観の保全、形成を図る上で市町村単独では対応が困難であり、広域的な調整が求められています。

また、人口減少や高齢化の進展に伴い、地域活動を支える担い手の不足による耕作放棄地や空き家の増加が農山漁村等の景観に影響を及ぼしており、これからは県民、事業者、行政が一体となって景観保全等に取り組む必要があります。

こうしたことから、県民、事業者、市町村、県が協働し、美しい県土を守り育て、次世代に引き継いでいくとともに、大分県らしい良好な景観の保全形成を図るため、大分県景観計画を策定するものです。

計画の詳細ですが、景観計画には景観形成の理念や目指すべき姿、市町村との連携体制の構築など、県の景観形成の方針や自然景観や歴史的景観など、保全形成すべき広域的な景観の特性方針を盛り込む予定としています。

なお、本計画の策定にあたっては、有識者等から成る景観計画策定委員会での議論を踏まえ、今後、詳細を検討していきます。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 私からはマンション管理の新制度への準備についてお答えします。

まず、県の取組についてです。県では町村部において既存マンションの基礎データを収集、整理し、現地調査や管理の実態調査に取り組む

予定です。

また、国から今後示される基本方針や助言、指導等に係るガイドラインを受け、管理計画を認定するための手引やマンション管理適正化推進計画の作成に取り組みます。一方、市に対しては、担当者会議の中で県の取組方針を示し、新制度の施行に向け必要な情報提供を行います。

また、各市の区域内における既存マンションの実態調査の実施や管理適正化推進計画の作成に向け、技術的な支援を行っていきます。

今後国も国の動向を注視しながら、改正マンション法の施行に向け、市町村とともに取り組みます。

藤田委員 景観計画の策定に関しては、確かに開発が広範囲にわたるものも多いし、さきほど言われた景観というのも市町村をまたいで形づくられているので、県の担う役割は大きいと判断しています。

その中で、一般質問で空き家が景観に与える影響について企画振興部長に質問したが、今後、その景観の中での空き家をどう対応していくかはこの計画も踏まえ、県でも扱っていくことになるのか、伺います。

それと、マンションの新制度は確かに国の検討がなかなか進んでいなくて、年度をまたいでしまうような感じになるので、準備も大変だろうと思いますが、今のところ県として独自に計画を作ることと認定の手引等も作っていくと。前回、一般質問で部長にお尋ねしたときは、非常に件数が少ないので、市単独でやることは無理があるのではないかと感じているとお話でした。

実は国の検討会で委員を務められている早稲田大学法科大学院の鎌野教授に話を伺いに行ってきました。大分のそういう状況をお伝えしたら、今の国の検討は都市部を対象にしている。大分県で言えば大分市、別府市を対象にしたものなので、それぞれそういう事情があるのは大変参考になりました。ただ、根本は都市部中心の政策になるので、そういう事情があるところは地域で工夫しながら、ある意味、県が主導する立場でやるケースもあると思われるので、十

分地域に密着した形で進めてくださいと言われました。本県においても大分、別府を中心にしながら、全市共通の推進計画とか認定の手续とか、指針なりを県が主導でまとめていく必要があるという気がしますが、いかがですか。

岡本都市・まちづくり推進課長 空き家等の御質問がありました。さきほども申したように、基本的には基礎自治体である市町村が景観行政について中心的な役割を担いますが、空き家の問題は県全体の大きな問題でもあるので、今後、関係部局、市町村とも連携しながら、計画の中にどう盛り込むか等についても検討していきます。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 委員が御指摘のとおり、市町村によってはマンションの数が少ないところもあり、さきほど回答した担当者会議も早速今月末に開く予定で、担当者を決めていただきました。

その中で、まずは県が町村部においての実態を調査しようと考えており、現在、基礎データでは町村部で89棟程度と認識しており、これをどう進めていくか、計画をどう書いていくかは率先して県が行い、マンションが少ない町村であっても、今後、老朽化が進むとか、管理状態が悪くなることのないよう、準備を進めていきます。

藤田委員 どんどん国の検討が延びている関係で、準備期間が短くなっていくので大変だなと思いますが、計画や指針等を考える上で、当事者である管理組合に関わる団体とか、管理組合をサポートしている管理士会、マンション管理士、実際に管理の実務を担っている管理業協会の方々、こういった方々の意見も踏まえながらぜひ取り組んでいただきたいと思うので、要望としてよろしくをお願いします。

木付委員 まず、令和3年度の予算執行についてお尋ねします。

予算概要6ページに令和3年度の予算額97億9,722万7千円余が計上されていますが、さきほど部長の説明によると、今年の7月豪雨の復旧等を入れ、県土強靱化に向け、国の国土強靱化5か年加速化対策関連事業、令和2

年度の補正予算を加えると、実質的に令和2年度に比べ、令和3年度の予算は19.4%増とのことでした。

この令和3年度予算を計画的に執行するのが大変重要だと思っており、土木建築部としてどのように取り組んでいくか、まず1点お尋ねします。

2点目に、給与費の中には時間外手当が含まれています。職員の働き方改革についてです。

今、話したように、令和3年度は令和2年度より大幅な伸びですが、効果的に執行管理していくには土木建築部職員の負担は相当なものが予想されています。今年の7月豪雨災害でも現場の職員は寸暇を惜しんで災害に対応していたと聞いています。

一方、県や被災地においては時間外勤務時間が過労死ラインとされる100時間を超す職員が多数出たというニュースもあり、職員の健康管理とあわせ、職場の働き方改革や業務の省力化も大変重要です。その取組についてお尋ねします。

山本審議監 私からは令和3年度予算執行についてお答えします。

土木建築部では公共事業の円滑な執行を図るため、複数年にわたる執行計画を策定し、定期的にフォローアップするとともに、懸案事項については事務所と本庁各課が情報共有しながら連携して速やかに対応してきました。特に、3か年緊急対策事業では、月別、箇所別の執行状況を確認しながら、重点的な執行管理に努めた結果、十分な成果が上がってきています。

しかし、委員が御指摘のとおり、来年度はこれまで以上に着実な執行管理が求められており、このため、本庁事業主管課や各土木事務所の企画担当課長等で構成する5か年加速化対策プロジェクトチームを新たに編成し、早速、今年11日に第1回PT会議を開催しました。

今後は、本PTを活用して執行体制のさらなる充実を図っていきます。

一方、事業の着実な実施に向け、建設業界の実態を的確に把握し、円滑な施行体制を確保することも重要です。

県では、これまでも早期繰越承認、債務負担行為の活用等による施行時期の平準化を進めるとともに、技術者の計画的な配置等につながる発注見通しの公表などを行ってきました。そのうち発注見通しの公表については、災害復旧工事や補正予算の発注を見据え、例年4回の公表に加え、今年度は2月、3月にも追加で公表しました。

また、技術者の確保に向けた取組として、余裕期間制度の活用を図るとともに、被害の大きかった4土木事務所においては、現場代理の兼務ができる工事を2件から3件に拡大する緩和措置を行いました。

加えて、建設産業の就労環境の改善に向け、さらなる工事書類簡素化の取組を継続するとともに、来年度からは受発注者双方の業務の効率化を図る遠隔臨場の試行を始める予定です。

今後もこうした取組を着実に進めながら、県土の強靱化をはじめ地方創生の礎となる社会基盤の整備に努めます。

藤田審議監 私からは働き方改革等について回答します。

まず、委員の皆さん方には日頃から現場で汗を流して頑張っている職員に対して、温かい励ましをいただいております、お礼申し上げます。

土木建築部では、部の長期計画である土木未来（ときめき）プランにおいて、県民中心、それから現場主義を基本姿勢に、県民の生命、財産を守る使命感と社会基盤作りに対するやりがい、誇りを持って取り組む、そういう人材を育てていくことに努めています。昨年の7月豪雨発災時における危機管理にもこの人材育成がいかにされたものと思っています。

まず、職員の健康管理について、7月豪雨発災後、被災地を管轄する土木事務所職員の負担軽減を図るため、発災直後から本庁及び被災の比較的少なかった土木事務所から応援職員を適宜派遣するとともに、OB職員にも初動調査において多数助力いただきました。このように部職員が一丸となって、ワンチームで取り組んでいます。

一方、今後は復旧工事の本格化に加え、強靱

化予算の計画的な執行も必要です。職員の一層の負担増が危惧されます。そのため、弾力的な人員配置に努めるとともに、所属長のマネジメントによる風通しのよい職場作りに加え、職員個々のセルフマネジメントも徹底しながら、健康管理に一層努めていきたいと思っています。

次に、職場の働き方改革や業務改善の取組です。1月末の集計で見ると、土木建築部の主要機関職員の1人当たり月平均時間外勤務時間は22.5時間で、主要機関全体の13.5時間を大きく上回っています。業務改善の取組は極めて重要な課題と捉えています。土木建築部では、これまでも部職員の全体研修会にいち早く映像配信システムを取り入れました。また、平成29年度からは職員から業務改善に関する提言を募集する業務スクラップ大作戦を実施し、この取組は現在全庁で行われている目安箱制度につながったものと考えています。今年度も部の職員から、200件を超える提言をいただいております、現在、実施可能なものから順次取り組んでいます。

加えて、今年度から新たに若手職員を中心にしたタスクフォース——プロジェクトチームの少し小さい版とお考えいただければいいと思いますが、これを設置し、組織横断的かつ継続的な視点で抽出した比較的大きな課題について、その解決に向けた議論も始めました。このような歩みを止めることなく継続することで職員の業務改善に関する意識醸成をさらに図っていきます。

木付委員 よく分かりました。働き方改革を進めながら予算の着実な執行をよろしく願います。

三浦委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

志村委員 木付委員の関連になりますが、強靱化予算の執行について、私どもかねてから上京の折に強靱化の3か年が終わるので、次をという話を申し上げていましたら、昨年暮れ、5年間で15兆円という閣議決定をし、今回、いよいよ予算執行ということになりました。本当に

この時期にしっかりと国土を作らないといけないという思いだと思います。

一方、コロナ禍で支給、あるいは支援金等で国にだってそんなにいつまでもお金があるわけではありません。15兆円をどう強靱化のために効果のある事業にするかはとても大事だと思っています。

そこで、私は県が主導的かもしれませんが、市町村でこれだけはやらなくてはいけない事業が必ずあると思うんですね。ここをどう県と一緒に取りまとめていくかが大事だと思います。

例えばの話ですが、臼杵では今、耐震型の港を作っていますが、耐震型の港からインターという、正に物流道路を造る視点になっていますが、ここを強靱化の中に入れていくとか、市としっかり協議し、首長を中心として、市の主要の事業でこれだけはこの吸い上げてそれを実施するようにして、この5年間に乗らないと、できる可能性は少なくなってくるんじゃないかなという危機感を持っています。

したがって、18市町村の首長、あるいは担当とプロジェクトチームを作ったと聞いているので、単なる県庁内のプロジェクトではなく、そこから県下に広げて意見を聴取して具体的な事業に入れていく手法をぜひ取り入れていただかなければいけないと思っています。その辺のコメントをぜひいただきたいと思います。

その一環として河川のかさ上げですね。今まで随分申し上げてきましたが、お金がかかるとい理由でなかなかできませんでした。しかし、今年度からかさ上げ事業が実際に事業としてされるようになりました。本当に感謝しています。

かさ上げをすることにおいて、流域河川は大体下流から上流に向かっていくのが河川改良なので、相当お金がかかるとは思っていますが、今、波が河川を越していくことで堤防が壊れることが多い。つまり、水があふれると堤防の反対側は土だけですので、そこから壊れて越波して、水が入ってきて河川が決壊する。その危険な箇所は地域の方々に長年の状況を聞くと大体分かると思います。そこをまず、危険箇所としてやっていく手法を取り入れられるようなかさ上げ

事業に少し力を入れてほしいと思っています。そこをお尋ねします。

島津建設政策課長 ただいま志村委員から強靱化に関する市町村との連携について御質問いただきました。

県では、平成27年に大分県地域強靱化計画を策定しています。これは平成26年の国の国土強靱化基本計画に基づいて県として策定したものです。その後、各市町村においても、それぞれの市町村において地域の実情に応じたリスクマネジメントするための強靱化計画を随時作成してきました。

臼杵市においても既に策定が完了していますが、昨年度末で4市で策定が終わっていたものが、今年度末、全市町村でこの地域強靱化計画の策定が完了する運びとなりました。

今後は、この市町村の地域強靱化計画に基づき、優先度、あるいは緊急度を考慮しながら必要な事業を進めていくことになると考えています。

県としてもしっかりと市町村をフォローしながら、今後も計画的に事業を進めていきたいと思っています。

五ノ谷河川課長 お尋ねのかさ上げの経緯です。予算概要の34ページにもありますが、河川施設災害防止緊急対策事業は、今年度の15億円から20億5千万円ということで、5億5千万円さらに増額して、かさ上げ事業等、補助事業ではなかなかできないような細やかな対策を練っていききたいと思っています。

それから、越波するところについては、堤防を強靱化する対策を今年度、それから来年度の2か年度で米良川、堅田川等3河川でやっています。そういった堤防の強靱化にも資する事業もやっていききたいと思っています。

そういったかさ上げも含め、やはり地元の方々が一番、危険な場所とか、浸水しやすいところはよく御存じかと思しますので、12土木事務所がそれぞれ十分話を伺い、またそれを事業に反映していききたいと思っています。

志村委員 県はしっかりやってくれていると思いますが、おっしゃるとおり、計画を立て

て、その中でしっかり協議していくことになろうと思います。もちろんそれは大事なことです。やはり首長とか主な人は、これだけはあると思います。さっき私も具体的に言ったように、これだけはあるのを吸い上げてほしい。十把一絡げに強靱化すると、河川や道路や急傾斜地いろいろが出てくると思う。それはそれで大事だけど、そうじゃなくて、これだけは5年以内に入れておかないと将来できないという、そこを引っ張り出してほしいと、そういう意味です。

河川課長ありがとうございました。早速現場があるので、御視察いただくようお願いします。

河野委員 予算概要38ページの港湾管理費について若干伺います。港湾の整備については東九州の玄関口、物流拠点という形をしっかりと推進するという政策目標を掲げていらっしゃるということですが、御案内のとおり、今回のコロナ禍の問題で、物流としてのトラック輸送という形でのフェリーの需要は高まったが、人流という部分については、ほとんど人の動きがないということで、既存のフェリー路線の維持というか、経営の安定化という部分について非常に厳しい声を若干お聞きしています。そういった意味で、例えば、港湾使用料等について、ここでは約1億7千万円ほどの使用料収入という形で上がっていますが、具体的にこの経営の安定化に向けた減免等の相談の状況についてはどのように受け止めているか、伺います。

中村港湾課長 我々も九州の東の玄関口の拠点化を掲げており、非常に定期航路の維持は重要だと考えています。そのため、コロナ禍の影響を受け、売上げが大幅に減少したフェリー、または貨物船など定期航路事業者を対象に、港湾施設使用料の減免を今年度実施しています。

減免内容は、事業者ごとに各月の売上げが対前年比50%以上の減少であれば、使用料を全額免除します。30%以上50%未満の場合は2分の1を免除します。委員が御指摘のとおり、貨物はそれほど影響を受けていませんが、フェリーはかなり乗客数も減少しており、これまで港湾使用料の減免で約1億円を超える金額を今

回減免することになっています。

河野委員 やはり東九州の玄関口という大きな政策目標に向け、正に長距離フェリーは非常に重要なインフラだと思っています。その意味で、特に各事業者の経営状況等について、しっかり耳を傾けていただき、支援策等をまた改めて御検討いただけたらと思います。以上、要望です。

今吉委員 予算概要50ページの土砂災害避難促進事業費ですが、土砂災害警戒区域は当然県が指定すると思います。県が指定し、幅広く地域住民に周知を図るということで、標識の設置と書いてありますが、ただ標識を設置するだけで、チラシ、ポスターは作るんでしょうが、定期的に住民に対して周知するののかということです。

それと、危険な地域に住んでいるという自覚が当然あるでしょうが、移住についても県がそういう説明をするのかどうかですね。

というのが、この71ページに土砂特別警戒区域内の一定の条件を満たす危険住宅の所有者が、安全な場所へ移転する際の住宅の建設購入の補助を市がする場合、県も補助すると出ていますが、こういう危険区域は県が指定するわけですから、そういう危険について、県が主導で説明し、なおかつ移住とかそういう話もするのかなということですね。

なぜかという、51ページに保全対象が5戸以上あれば、県が急傾斜地の工事をすると出ているんですね。危険箇所の徹底と移住について、県がどう考えているかお聞きします。

中山砂防課長 土砂災害警戒区域については、確かに県が指定しています。これについては、各メディア、あるいは我々が出向いて広報に努めています。

この標識については、昨年2月に神奈川県逗子市で土砂災害警戒区域が隣接する市道上において女子学生がお亡くなりになるという事故を踏まえ、地域にお住まいになる方のみならず、道路を通行する方、その他いろんな方々にこの土砂災害警戒区域を知ってもらうという意味合いで始めようとしているものです。

今までもやってきましたが、アクションプロ

グラムと言ひ、市と連携し土砂災害警戒区域内の地区で、警戒区域に対する講習、あるいはタイムラインの作成、ハザードマップの再検証等を実施してきています。

今後も引き続き警戒区域の追加の指定もあり、いろんな手法を通じて警戒区域に対する周知を図っていきます。

樋口建築住宅課長兼公営住宅室長 がけ地近接等危険住宅移転事業費についてですが、この事業は安全な場所に移転していただく方に撤去費等を助成するもので、市町村が補助する場合に県が助成、補助する事業です。

現在6市町で事業を実施しており、今後、さらに6市が来年度以降、追加を検討しています。

周知の方法については、まず、がけ地近接等危険住宅移転事業があると新聞広告等に掲載しました。さらに、県のホームページでも紹介しており、既に指定済みの市町村については、対象地区の自治会にお願いし、自治会単位でパンフレットの配布をしていただいております。周知を行っている状況です。

今吉委員 では、ちなみに県がそういう危険地域を指定しますよね。レッドゾーン、イエローゾーンとあるでしょう。県内で何か所ぐらいありますか。

それと、そういうのを指定するということは、基本的には住むのが危ないですよと全面に言っているようなイメージがあるんですよ。そういうところについて、県がもっと前面に出て、危険意識の徹底をしていかないと、ただ指定するだけで危ないですよと言っても、なかなか災害が減らないし、雨でなくても壊れるところもありますから、そういうことをもっと県が前面に出てやってほしいと思います。

中山砂防課長 県内危険区域の指定が1月時点で約2万4千区域あります。言われているとおり、区域の周知と同時に、当然ハード対策もやっていますが、なかなかハード対策だけでは追いつかないので、まずは危険な箇所を知っていただくことを最優先にいろいろな活動をしているわけです。

これからも積極的に出向いていき、その周知

と注意喚起を促していきたいと思います。

三浦委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって、土木建築部関係予算に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

篤海副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

執行部の皆さんに申し上げます。各部局の入れ替わりがありますので、マスクを着けたまま発言願います。

また、発言の際はマイクを立てて、口元をマイクに近づけてはつきりと発言願います。

これより、農林水産部関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、農林水産部関係予算について、執行部の説明を求めます。

大友農林水産部長 第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、農林水産部関係について御説明します。

予算概要の3ページをお開きください。

当初予算案の総額は、上の表の農林水産部①の予算額(A)欄の計にあるように、623億6,864万1千円です。

右から3列目(B)欄の令和2年度当初予算額と比較すると、47億9,597万3千円の減となります。

これは、国営事業が28億円減少するほか、国営かんがい排水事業大野川上流地区大蘇ダムの事業完了に伴い、竹田市の負担金約27億円が令和2年度に一括で繰上償還されたことなどによるものです。

公共事業費については、予算額(A)欄の上から3番目、うち公共の欄にあるように、290億2,680万4千円、前年度と比較すると、右から2列目のとおり、28億2,034万9千円の減となっています。

これは、令和2年度まで実施された防災・減

災、国土強靱化のための3か年緊急対策が終了し、後継となる5か年加速化対策について、令和2年度3月補正予算で約63億円を計上したことによるものです。

続いて、8ページをお開きください。

令和3年度農林水産部当初予算（一般会計）の概要です。I 予算のポイントですが、基本方針にあるように、令和3年度予算では、昨年3月に改訂したプランの新たな創出額の目標2,650億円の達成に向け、水田の畑地化、担い手確保などの構造改革に取り組みます。

また、コロナ禍で変容したマーケットへの対応や昨年7月豪雨災害からの復旧を並行して進めます。

次に、令和3年度当初予算案の主な事業について体系ごとに説明します。お手元に別途配付している令和3年度当初予算の体系と主な事業農林水産部に沿って説明します。農林水産部が取り組む各施策について、予算概要から該当部分を抜粋・抽出してまとめた資料です。

1ページを御覧ください。

まず1項目目の農業の構造改革の更なる加速です。

一つ目は、水田畑地化による園芸品目の生産拡大です。米の消費量が年々減少する中、本県農地の水稲作付率は41.2%と九州で最も高く、米に大きく依存した生産構造となっています。また、昨年の本県の米の作況指数は77と平成5年以来の低い数字となりました。このため、もうかる農業に向けて、畑地化面積の令和10年度の目標を1,500ヘクタールから2千ヘクタールに引き上げたところであり、高収益な園芸品目に転換する取組を加速します。

取組の柱は、市町村が地域ごとに策定する園芸団地づくり計画です。昨年3月に策定した70地区から年度内に8地区が追加され、また、3地区で計画が拡大されるなど、産地では畑地化の意識が高まり、計画の策定が進んでいますが、水田の畑地化を進めるにあたっては、農地の確保や施設・基盤の整備、園芸品目の生産技術の向上など様々な課題があります。

そのため、まず、農地を確保するため、91

ページ、大規模園芸産地形成促進事業により、二重マル水田畑地化推進対策事業費補助として、畑地化する水田の出し手に協力金を交付します。

これに加え、水田で果樹や露地野菜を栽培するためには、耕盤と呼ばれる水を通さない層を破壊して排水機能を確保するとともに、除礫や客土・堆肥投入等の土層改良を行う必要があります。

このため、二重マル土層改良推進対策事業費補助により、新たに農地の土質改良のための緑肥等への支援を行います。また、76ページの農地利用最適化促進事業により、農地の簡易な整備への助成制度を創設するとともに、新たに135ページの水田畑地化推進基盤整備事業を公共事業として設け、園芸品目導入に必要な暗渠排水等の基盤整備を推進します。

また、生産技術の習得に向け、一番下の二重マルもうかる露地野菜実践研修支援対策事業費補助として、これまで米を中心に生産してきた農家等が新たに露地野菜の栽培に取り組むための栽培技術研修を実施します。

2ページを御覧ください。

一番上の二重マル次期作付費用補償対策事業費補助により、露地野菜に新たに取り組む農家の気象等の影響によるリスクを軽減するため、次期作付費用の助成を行います。

次に、92ページ、ねぎ産出額100億円プロジェクト推進事業です。

本県には産出額が100億円を超え、県の顔となる園芸品目がありません。農業産出額が伸びない要因の一つと考えており、戦略品目を中心に県域の大規模産地化を推進していく必要があります。このため、現在産出額が最も大きい園芸品目のねぎについて、令和5年までに産出額を100億円まで拡大させることを目標に、新規栽培者等への機械導入などに対する支援や技術指導等を実施します。

次に、二つ目は、マーケットニーズに対応した流通・販売力の強化です。水田畑地化等により園芸品目の生産拡大を図る上で、その販路の確保は欠かせません。このため、83ページ、The・おおいブランド流通販売戦略推進事

業として、拠点市場でのシェア拡大を進めるほか、白ねぎの新たな販路として中京圏市場への取引先の開拓に取り組みます。

また、県産オリジナルいちごベリーツは、栽培面積14ヘクタールと伸び悩んでいます。生産拡大のネックとなっている3月から5月の繁忙期の生産体制を強化するため、「ベリーツ」ブランド確立対策事業として、新たに栽培管理の作業受託体制を整備します。

3ページをお開きください。

三つ目は、力強い経営体や多様な人材の確保・育成です。昨年11月に公表された農林業センサスの概報値によると、県内の農業経営体は1万9,096で、平成27年からの5年で25%減少しています。これは高齢の小規模農家の廃業が要因と考えられ、本県の農業産出額を維持していくためには、担い手となる農家の確保・育成と、廃業を予定している農家からのスムーズな事業継承のための仕組みづくりを急がなければなりません。

このような中、コロナ禍にあって都市部から地方への移住就農に関心が高まっています。このため、UIJターン就農者拡大対策事業で、新たにSNSを活用したプッシュ型の就農情報の発信を開始し、県内への移住就農を誘引します。これに加え、多様な担い手・支え手を確保するため、農業活性化・スタートアップ圃場設置事業に取り組みます。二重マルのスタートアップ圃場整備ですが、就農を検討する上で、農地の確保、資金の確保、技術の習得が大きなハードルとなっています。このハードルを下げ、即時就農、半農半Xなどの多様な担い手を確保・育成するため、簡易ハウスや共同機械、選荷場を完備した小規模圃場を整備し、指導者も配置した上で、就農希望者にアパート方式で貸し付ける制度を開始します。

次に、中ほどの経営継承ですが、県内農業従事者の平均年齢が70歳を超え、経営継承が喫緊の課題になっています。農業経営継承・発展支援事業では、経営継承コーディネーターを新たに配置し、振興局と連携して早い段階から高齢農家に経営継承の検討を働きかけ、より若い

担い手への円滑な経営継承を推進します。また、親元でのUターン就農を促進するため、その下の次代へ繋ぐ園芸産地整備事業で、親元就農者のハウス等の施設改修費への補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなど、親元就農への支援を他の新規就農者並みに強化します。

四つ目は、おおいた和牛のブランド化です。おおいた和牛は、平成30年9月のブランド立ち上げから4年目を迎えます。ブランド力向上に向けて、流通拡大に取り組みます。

4ページを御覧ください。

中ほどの販路拡大では、104ページ、おおいた和牛流通促進対策事業により、大消費地でおおいた和牛を買える店、食べる店を起点に戦略的な情報発信を行い、PR大使の起用などもあわせて、県外での認知度向上を図ります。

また、おおいた和牛のブランド力向上には、全国各地の和牛ブランドとの差別化が重要です。その下の大分らしい和牛肉生産流通戦略事業により、消費者の嗜好変化に対応した和牛づくりにチャレンジします。従来の歩留まりや脂肪交雑に加えて、和牛香や食味に着目した大分らしい和牛肉の生産に向けて、消費、流通、生産などの関係者で構成する対策会議を設立し、おいしさの指標づくりを行うとともに、それにふさわしい種雄牛等の造成を進めます。

県農業の発展に向けて、以上の取組を進めていきますが、先週末の12日に令和元年の農業産出額が国から発表されました。結果は昭和49年以来、45年ぶりに1,200億円を割る1,195億円という厳しい数値でした。米の減少は当然としても、県が積極的に推進している野菜・肉用牛のほか、ほとんどの項目で産出額が減少したことに危機感を覚えました。

加えて、産出額の増加に重要な担い手、経営体も昨年11月に公表された農林業センサスでは、県内の経営体数が5年間で24.9%、1,996経営体まで急減するなど、こちらも危機的な状況となっていました。

このような状況を看過すれば、先は想像に難くないことから関係機関が一丸となって難局に立ち向かう必要があると考え、急遽、15日の

夕方に農業関係団体に集まっていただき、対策会議を開催しました。会議では危機意識を共有し、今後の一体となった取組を確立する中で、出席団体からの提案を受け、大分県農業総合戦略会議を設立しました。その上で戦略会議として、県農業非常事態宣言を取りまとめ、発表しました。宣言文はお手元に配付しているとおりで

です。これまで、農業団体のトップが横断的に集まって議論することがなかったため、今後は戦略会議で議論を深め、県農業の危機的な状況から脱出すべく努力していきます。今回の対応について急な動きだったとはいえ、平素より県農業に御心配をいただいている県議会並びに議員各位との情報共有、報告が遅れたことにおわび申し上げます。

続いて、5ページをお開きください。

2項目目、林業・木材産業の成長産業化です。

一つ目は、林業の成長産業化です。素材生産量160万立方メートルを目標に、中核的な林業経営体の育成や県産材の需要拡大に取り組んでいきますが、今後の課題として、森林資源の確保が重要になると考えています。

二つ目の将来の森林資源の確保・平準化です。本県では、戦後に植栽した人工林が多いことから年齢構成が高齢級に偏っているため若齢林が少なく、将来利用可能な資源の不足が懸念されます。そのため、早く利用期となる森林の造成と大径材の利用拡大への取組が急務となります。

まず早生樹への取組ですが、苗木増産・再造林支援事業の二重マル早生樹造林推進事業では、成長が早く30年生程度で利用期を迎え、スギ、ヒノキの中間の材質を持つ早生樹コウヨウザンの植栽を推進するため、まずはその苗木を生産する採穂園の整備に着手します。

また、大径材の利用に向けた林業再生県産材利用促進事業ですが、現在の豊富な資源を有効活用するためには、高齢林から生産される大径材も積極的に利用する必要があります。二重マル大径材利用促進事業として、大径材を活用す

る際の製材方法や採算性を確保するなどのビジネスモデルを構築し、あわせて、米国への輸出を見据えた販売拠点の設置などを支援します。

6ページを御覧ください。

四つ目のうまみだけのブランド化です。乾しいたけの生産は、生産者の高齢化により生産量が年々減少し、令和元年度にはついに1千トンを下回りました。

このため、しいたけ増産体制整備総合対策事業では令和5年の生産量1,400トンを目指し、クヌギ原木の伐採などを分業化するとともに、植菌や伏込み作業を平地化する生産モデルを豊後大野、竹田の2か所で構築するなど、しいたけ生産の低コスト化、省力化を進めます。

また、販路拡大として、しいたけ消費拡大対策事業により、昨年2月に立ち上げた新ブランドうまみだけのPRによる認知向上や、機能性強調表示による販売強化に取り組むとともに、少量出荷に対応した調整のための経費を支援し、小規模生産者でも出荷できる体制を整えます。

続いて3項目目は、水産業の構造改革です。一つ目の養殖業の成長産業化では、養殖業の生産の安定・拡大に向けて、マーケットニーズに基づいた生産体制の構築や量販店等と提携した販路拡大に取り組みます。

初めにブリ類です。ブリ類養殖業生産体制強化推進事業ですが、量販店との取引拡大には年間を通した安定した出荷が求められ、4月から6月の出荷が減少する端境期の克服が大きな課題です。一つ目二重マルの人工種苗による出荷端境期のブリ安定出荷体制の確立に向けた研究を進め、養殖開始時期を半年ほど遅らせることによって周年出荷できる生産体制を構築し、県産養殖ブリの都市圏等でのシェア拡大を図ります。

7ページをお開きください。

二つ目の漁船漁業の振興では、漁業法の改正で、今後、漁獲量の制限による資源管理が強化されます。これと並行して資源造成型栽培漁業推進事業で、漁業者が自主的な資源回復の取組として行う種苗放流に最大で1.3倍の上乗せ支援を行うとともに、その下の種苗生産施設整

備事業では、大分県漁業公社国東事業場の種苗生産施設の生産効率を高めるため、来年度から建替工事に着手し、令和4年度の完成を目指します。

また、その下の担い手の確保ですが、漁船漁業の担い手を確保する上で大きなネックとなる初期投資の負担を軽減するため、漁業担い手総合対策事業により、独立経営を開始する新規就業者の漁船購入等に対する補助制度を創設します。

続いて、8ページを御覧ください。

5項目目、コロナ禍で変容したマーケットに対応した生産・流通対策です。

コロナ禍での外食の減少やイベント自粛により、農林水産関係では和牛や高級魚、花き、木材などの需要が落ち込むなどの影響が出ました。今後は、新しい生活様式等でマーケットの変容や縮小が懸念されており、需要喚起や複合経営化、販路の多角化などの対策が必要になっています。まず、消費の拡大ですが、木材ではコロナの影響が長期化した場合、住宅着工の落ち込みが懸念されています。このため、本年度の6月補正予算で計上した木材消費拡大対策事業を来年度も継続し、おおいた材住宅ポイント事業等の県産材需要喚起策に取り組みます。

9ページをお開きください。

生産や販路の多角化ですが、特にイベントの自粛で需要が減少する花きについては、花き経営安定化対策事業を新設し、需要変動による経営リスクを分散するため、白輪菊栽培農家にスプレー菊等の導入による複合経営化を促進するなど、変化に柔軟に対応できる生産体制の構築を進めます。また、新しい生活様式に対応した新商品の開発など、流通・販売体制の強化に取り組みます。

さらに、巣ごもり需要により、今後も市場拡大が期待されるネット販売を推進するため、昨年10月から生産者団体や県公式オンラインショップ受託事業者等で構成する研究会を開催しています。The・おおいたブランド流通販売戦略推進事業により、料理に必要な複数の県産食材とレシピをセットにしたミールキット等の

試作開発を支援します。

10ページを御覧ください。

最後、8項目目は災害に強い農林水産業です。

二つ目の災害に強い森林づくりでは、林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地等を広葉樹林化することで、災害の発生を未然に防ぐ取組を進めます。

初めに、災害に強い森林づくり推進事業ですが、二重マルの一つ目、河川沿いの森林整備事業により人工林を伐採し、流木の発生を抑制するとともに、二重マル二つ目、尾根・急傾斜地の森林整備事業により、土砂災害の発生のおそれが高い急傾斜地等で、スギなど針葉樹の伐採と広葉樹の植栽に要する経費を支援します。これとあわせて、造林事業では、傾斜がおおむね35度以上の尾根・谷部における広葉樹植栽について補助率をかさ上げするとともに、針葉樹の再造林については、補助対象外とします。

三つ目の災害復旧では、7月豪雨災害で大きな被害を受けた農地・農業用施設の復旧を団体営耕地災害復旧事業により推進し、おおむね8割で今年の作付けが可能となるよう、市町の早期発注への支援や仮畦畔の設置などの営農対策を行います。

篤海副委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、簡潔・明瞭に答弁願います

堤委員 数点伺います。

予算概要23ページ、農業金融対策事業費と27ページの農業共済事業費について、コロナ禍で農業者、林業者、漁業者向けの金融需要はどのような状況か、販売や流通で影響は出ているのか。また、大分県産米は九州農政局によると2020年度水稲作況指数が、さきほど話があったとおり不良の77で確定したと発表されています。共済の支払はどうなるのか、また、水稲に限って、不良に対する具体的な対策はどのようにしていくのか。

また、74ページの種子管理事業費に関連して、種子法が2018年4月に廃止されました。

民間事業者の参入を進めるためのものですが、種子生産において、県内の民間事業者の参入状況はどうか。また、民間と現在の推奨品種との価格差はどういう状況か。大分県内の農家で、米や果樹などの登録品種、一般品種をどれくらい栽培しているのか分ければ教えてください。

さらに、これまで自家増殖が原則自由でしたが、種苗法が改正され、登録品種についての自家増殖が許諾制となり、許諾料が発生することになります。本県の自家増殖が今後どのような状況になるのか。

3点目が、35ページの中山間地域等直接支払事業費。協定は対象面積等に対してどれくらい締結しているのか。また5年間という縛りについて、厳しいという声もあるが、何らかの対策又は国の動きはどうか。

あと、森林保全、林地開発の関係ですが、一般質問で林地開発について、開発許可にあたっては地域との合意形成を粘り強く指導すると言っています。地域という範疇はどこまでか。また、合意形成ができない場合について、塚原では附帯意見を付して許可を出しました。由布市と協力して監視すると答弁していますが、今後、具体的にどのように監視をしていくのか。

196ページ、マリンカルチャーセンター運営事業費。この施設運営の現状はどうなっているのか、運営事業者等の引き合いは来ているのか。また、いない場合には、今後施設をどのようにしていくのかについて。

最後に一つだけ追加で、今日の新聞で、日米貿易協定によって米国産の牛肉が制限量より多くなりそうだということで、セーフガードを発動したとの報道がありました。25.8%から38.5%に関税率を引き上げるんですけども、これまでの県内畜産への影響と発動後の影響、国民生活に影響はないと書いていたけれども、県の畜産業界にとって、どうなのかをお願いします。

上田おおいたブランド推進課長 コロナ禍における販売や流通への影響についてお答えします。

昨年春からのコロナ禍の影響で、外食などの業務用需要が落ち込み、和牛や高級魚などの単

価の低迷や在庫の滞留が生じていました。また、花についてもイベントや冠婚葬祭の自粛や縮小により需要が減少しています。

そこで、和牛や高級魚は学校給食での活用や量販店での販売促進フェアにより単価は向上しましたが、養殖ヒラメなどは今年1月の緊急事態宣言から単価や出荷量が低下していることから、量販店のフェアでの販路拡大を図っています。

また、巣ごもり需要により家庭消費の多い野菜は順調である一方、おおばなど業務需要の多い品目は例年の8割程度の単価であり、県内外の量販店で販売促進活動を行い、消費の拡大を図っています。

花については、家庭への定期宅配便等による需要拡大を図るとともに、卒業式や入学式でのPR活動を実施し、3月は例年並みの単価に回復しています。

また、木材は海外でのコロナの影響を受け、昨年初め、中国への輸出が一時停滞していましたが、コロナ収束とともに流通が回復しています。

安藤団体指導・金融課長 コロナ禍での金融需要について回答します。

県が利子補給を行っている農業近代化資金でのコロナ関連の事業としては、肥料代購入費や人件費などの運転資金として6件、4,600万円が活用されています。また、漁業版である漁業近代化資金のコロナ関連としては、同じく飼料購入費などの運転資金として4件、1億1,800万円が活用されています。

加えて、株式会社日本政策金融公庫が取り扱っているコロナ関連資金の利用では、経営状況が悪化している農林漁業者の経営の安定に必要な資金繰り資金として準備されている農林漁業セーフティネット資金の利用が大半ですが、令和3年2月末時点で223件、50億3,700万円と聞いています。

続いて、水稻の共済関係についてですが、令和2年の水稻被害に対する共済金については、農業共済組合に対して迅速な支払を要請したこともあって、昨年12月23日に被害に遭っ

た4, 194経営体に対し5億1,690万円が支払われています。

また、収入保険の加入者への支払については、これは確定申告に従って当該年の収入が確定した後補填されるため、通常4月から6月頃となる見込みです。ただ、その時期までに資金繰りのため資金が必要な場合においては、収入保険の補填予定額の8割を無利子で融資するつなぎ融資制度があり、水稻の不良に関しては4件、871万円が融資されています。

田染農地活用・集落営農課長 水稻の作柄不良に対する具体的な対策についてお答えします。

温暖化等の影響による米の収量・品質低下への対策として、高温耐性のあるつや姫やにこまるの作付けを推進し、加えて、令和4年産から普及を目指し、新品種であるなつほのかの実証栽培を3年度に行います。

また、トビイロウンカの対策としては、長期残効性の新しい苗箱剤の使用を徹底するよう農協などに指導しています。

さらに生産者には、適期に防除ができるよう発生状況等の情報を適期的確に発信していきます。

続いて、種子生産において県内への民間事業者の参入状況についてお答えします。

現在のところ、県内での民間事業者の参入はありません。また、民間と奨励品種との価格差については、県の奨励品種にはなっていませんが、県内で栽培をされている多収性品種みつひかりは、三井化学アグロ株式会社が育成した品種で、種子の価格は1キログラム当たり4千円程度で、現在、県内で生産供給を行っている奨励品種などの一般的な種子価格の約10倍程度という状況になっています。

三浦地域農業振興課長 種苗法関係について回答します。

まず、県内での米や果樹など登録品種、一般品種の栽培状況についての御質問ですが、県内での登録品種の栽培面積は、米では登録品種はつや姫、にこまる等ですが、米全体の約7%。果樹では、まずぶどうで、登録品種はシャインマスカットですが、ぶどう全体の約11%。な

しでは登録品種が豊里、秋月になりますが、なし全体の約11%となっています。

次に、登録品種の自家増殖の今後についての御質問をいただきました。

改正種苗法は本年4月から施行予定ですが、種苗の自家増殖を許諾制とする内容は令和4年4月施行予定となっています。現在でも、いちごやかんしょについては登録品種の利用許諾契約の中で、あわせて、自家増殖の許諾も受けており、県内の生産者はこれまでどおり自家増殖を行うことができます。

本県が開発した、例えば、なしの豊里などの登録品種については、今後、品種利用許諾契約に自家増殖に必要な条項を追加する等で手続を簡略化するとともに、自家増殖に伴う許諾利用も生産者の経営負担が増えないよう対応する予定で、詳細を決定次第、生産者等に周知を図っていきます。

また、国や他県が開発した品種は、自家増殖に係る許諾契約、許諾料の徴収について、国が発出する予定のガイドラインに基づき、品種開発者である国や他県が判断します。今後の対応状況を確認しながら、分かり次第、生産者への情報提供を行っていきます。

続いて、中山間地域等直接支払事業費についてです。

対象面積に対してどれくらいの締結がなされているのかという質問ですが、対象農用地に対する交付面積は、令和元年度実績で本県は85%です。九州各県平均値の73%に比べ、高い交付面積率となっています。

また、協定期間の5年間についての対策、国の動きについてですが、前期、第4期対策時に5年間続ける自信がなく、本制度への取組を躊躇する農業者がいたことから、国に対して改善を要望してきました。その結果、本年度から始まった第5期対策では、協定の期間5年間については交付金の効果の適切な発現を確保するため5年間の変更はなされませんでした。5年間の協定期間に農業生産活動等ができなくなった場合に、交付金の返還という項目の遡及返還の対象農用地が第4期対策では協定農用地全体

でしたが、第5期対策から該当する農用地のみという形に見直されました。

中野森林保全課長 林地開発の地域等の合意形成についてお答えします。

合意形成を求める地域は、開発計画地を含む自治会と考えられますが、近隣自治会への影響がある場合もあるため、その範囲は地域の事情に詳しい関係市町村の意見を伺い判断していません。

次に、塚原の今後の監視についてです。

許可条件、由布市と利用者が締結した仮協定書の遵守及び許可にあたっての附帯意見が尊重されているか、県が主体となって定期的に巡回監視することとしています。具体的には、行為着手にあたって事業者が地元説明会を開催したのか、また、着手後速やかに植栽を実施しているか、造成工事に先行して防災施設の設置を行っているか、豪雨が予想されている場合は事前の対策を講じているか、そういったことをポイントに監視していきます。

景平審議監兼漁業管理課長 マリンカルチャーセンターに関する御質問です。現状についてお答えします。

マリンカルチャーセンターの敷地は佐伯市の土地で、建屋は県有施設になっています。

県庁内の業務分担ですが、マリンカルチャーセンターの今後の利活用に関することは企画振興部が、施設の維持管理に関することは漁業管理課が担っています。

センター自体は、平成30年から施設の利用を休止していますが、当課は将来の施設の再利用に備えて、施設のシステム警備や保守点検、故障箇所の修繕等、必要最小限の維持管理を行っています。

現施設の状況としては、建設から30年が経過して耐用年数を超えた施設も多く、一部機器には不具合も生じています。建屋は海から非常に近いため、経年相応以上の劣化が目視確認されていますが、安全面においては防災機器等の更新を行っており、通常の劣化以外の面での問題は無いという診断結果を得ています。

御質問いただいた事業費については、電気料

が288万円と大半を占めています。

運営事業等の引き合いについてですが、今後の利活用に関する企業からの引き合いの状況について、当課は直接関わっておらず、情報を持ち合わせていなかったため、企画振興部に照会して確認しました。

企画振興部では、観光関連事業者やファンド等への紹介、県外事務所の企業誘致担当者とも連絡するなどして、利活用に関心のある企業を探しています。これまでに平成29年度に5社、平成30年度に10社、令和元年度に6社、令和2年度に5社、合計26の企業との協議実績があります。コンタクトを取った企業の中には、現地視察を行う等、高い関心を示す企業もありましたが、コロナ禍の影響もあり、現時点では具体的な利活用の手順までには至っていません。

もう1点、利活用者がいない場合はどうしていくかということです。コロナ禍の影響で観光集客施設の利活用については非常に厳しい状況下にあると思われませんが、県南地域の活性化を図るため、引き続き施設や用地の幅広い利活用について、あらゆる可能性を考えてゼロベースで検討を行っていく方針であることを確認しています。

当課としては、将来の利活用に備えて施設の維持管理に努めると同時に、現地視察の希望が寄せられたときには、タイミングを逃さないよう、速やかに除草作業や管内清掃等を行えるよう常に備えておきたいと思っています。

河野畜産振興課長 米国産牛肉のセーフガードについて回答します。

16日の閣議後の記者会見で野上農林水産大臣が、協定発効前の税率に戻るもので、国民生活に大きな影響があるとは考えにくいという見解を示しているように、実際競合するとしてもホルスタインなどの乳牛の肉になります。我々が推進しているおおいた和牛肉についての影響はないと考えています。

堤委員 種苗法の関係で言うと、本県の場合は一般品種はそういう状況だと。全国的にはいろいろケース・バイ・ケースで違ってくるわけですね。だからそういう点で、種苗法で一般品種

だから、登録品種だからという状況だけでこれは判断できないと私は思うんですね。

これはカナダであった実際の話ですが、登録した品種の花粉が一般品種に受粉してしまって裁判を起こされたわけですね。その裁判で、その地域の方が負けたんです。正に一般品種と登録品種の違う品種なんです、そういう自然による交配によって、そういう状況で裁判を起こされてしまう危惧も考えられる。そういうのもぜひ考えていかないといけないのではないかとと思いますが、そこら辺まで含めて考えているのかどうかを聞きます。

三浦地域農業振興課長 品種の登録にあたっての御質問だと思います。

花粉が飛んできて、その品種が従来の登録品種と同じではないかという質問だと思うんですが、国が示したところによると、品種登録する際には他の品種としっかり形質が違っていなければ登録できない形になっています。花粉で交配してできた種は、全く同じ形質になるとは考えられないことから、その影響はないと、国から言われています。

成迫委員 私からは、令和3年度予算概要196ページのマリンカルチャーセンター運営事業費について質問する予定だったんですが、堤委員からの質問の中で答弁をいただきましたので、さきほど必要最小限の管理と安全面では問題がないということですが、例えば、新たに企業が入った場合であったり県が取組を行う場合に、建物そのものが正常な運営ができる状態にあるのかどうかお聞かせください。

景平審議監兼漁業管理課長 お答えします。

事業の再開には、あらゆる設備の点検とともに、修繕が必要な箇所がかなりあります。現時点では、特に電気系統が傷んでいます。

再開に要する経費を見積もっています。100メートルプールは底が割れているので、それは経費の積算には入れてませんが、従来どおり使用する場合には、10年間で30億円、20年間で40億円ほどの経費がかかる計算になっているので、この部分が最大のネックだと思います。

成迫委員 以前、マリンカルチャーセンターを管理していた方たちの意見を聞いたときに、電気系統がかなり厳しいという声を聞いています。非常にハードルの高い今後の見通しになると思いますが、地元の方たちの非常に思い入れのある施設なので、ぜひ佐伯市と一緒にいろんなアイデアを考えながら、利活用についても前向きに考えていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

太田委員 予算概要135ページの農業体質強化基盤整備促進事業費、地域の特性に応じた園芸品目等の産地化を図るため、農地の簡易整備や小規模な水路改修等のきめ細かな整備を実施するとありますが、具体的な地域と内容について教えてください。

次に、同じく水田畑地化推進基盤整備事業費、水田畑地化を加速するためとあるが、具体的にはどのような工事を行うのか、今後具体的にどのような地域でこの事業を展開していくのか。

もう一つ、農林水産部の公共事業についての不落札の状況と対策はどうしているのか。

予算概要151ページ、林業再生県産材利用促進事業費、大径材を活用したビジネスモデルの構築とあるが、令和3年度は具体的にどのようなことを行うのか。また、4年度以降はどのような展開を考えているのか。

予算概要221ページ、放置艇対策事業費に処分費と簡易代執行経費とあるが、具体的に放置艇の撤去をどのように進めていくのか、以上お尋ねします。

安東農村基盤整備課長 農業体質強化基盤整備促進事業費と水田畑地化推進基盤整備事業費についてお答えします。

まず、農業体質強化基盤整備促進事業費ですが、本事業については市町村が事業主体となっており、総事業費200万円以上、農業者2人以上の受益において、農地の区画整理や暗渠排水、土層改良、水路改修や農道整備など多様な事業メニューを行うことができ、年度内に随時採択できる制度となっています。

なお、事業の実施にあたっては、事業計画とともに農地中間管理機構を活用した農地集積計

画や水稲から高収益作物への転換計画を策定することにもなっています。

日田市の入江地区ですが、なしの団地化に向けて日田梨部会と協議を行い、生産効率の高い平場での水田2.1ヘクタールにおいて暗渠排水や土層改良、これには堆肥投入も入れています。ボーリングやパイプラインの整備を行うとともに、関連するソフト事業も活用しながら、果樹棚の整備を行っています。

また、佐伯市の畑野浦地区のレモンの作付けにおける水田3.8ヘクタールについて、計画の段階から参入企業の意向を確認しながらオーダーメイドでの区画整理やパイプラインの整備などを行っています。

このように、計画時はもとより実施段階においても市町村と密接な連携を図り、担い手農家や新規参入者からの多様なニーズに応じた、きめ細かな基盤整備を迅速に実施していきます。

続いて、水田畑地化推進基盤整備事業費です。具体的な工事です。令和10年度の水田畑地化目標2千ヘクタールの達成において、さらなる畑地化の取組を推進していくために、基盤整備事業の全ての受益水田で園芸品目の導入が可能となるような、区画拡大や排水対策などの基盤整備をする事業を創設しました。

工事の実施にあたっては、まず、担い手への農地集積を図り、受益農地における園芸品目を導入するための畑地化エリアのゾーニングを進めていきます。

具体的な工事内容ですが、畑地化に必須となる排水対策として、自動的に地下水をコントロールすることができるFOEASなどの暗渠排水の実施や、導入する園芸品目に応じた耕作土の厚さ層を確保するため、水田の表土の下にある石などの除礫及び客土などの土層改良を実施していきます。さらに、畑地かんがいへの対応に向けて、用水路のパイプライン化を進めていきます。

なお、計画段階から県の営農部署はもとより、市町、農業団体とも連携を図り、地区ごとにプロジェクトチームを立ち上げて、水田畑地化に向けた基盤整備に係る検討を行いながら、担い

手農家の意向や導入する園芸品目にあわせたきめ細かな整備を実施していきます。

続いて、どのような地域で事業を展開していくのかということですが、令和3年度の水田畑地化推進基盤整備事業費では、7地区を新規地区として予定しています。例えば、国東市の綱井地区においては新規就農者によるこねぎや法人によるさとも、豊後高田市の森地区では担い手による白ねぎなどを導入することとしており、地域の特性にあわせた園芸品目の産地拡大を図っていくこととしています。

今後の事業推進にあたっては、市町や農業団体、農業者などと共に策定している園芸団地づくり計画、この水田畑地化推進基盤整備事業費の実施地区もしっかりと位置付けを行い、農地集積、担い手の確保、販売対策などのソフト対策とも連携しながら、水田畑地化に向けた基盤整備を実施していきます。

なお、本事業の要件として県営5ヘクタール以上の地区においては、事業完了までに受益の20%以上を畑地化するとともに、事業完了後においても関係機関が連携して、完了後の5年以内に50%以上の水田畑地化を地域に入って進めていきます。

また、基盤整備における地元負担についてですが、これについてもこれまで担い手への農地集積に応じ負担軽減を図ってきましたが、水田畑地化をさらに加速する観点から、全ての受益を高収益作物に転換する場合、県と市町の負担をかさ上げして地元負担の軽減を図る制度を創設しました。

後藤工事技術管理室長 農林水産部の公共事業についての不落札の状況と対策についてお答えします。

農林水産部の公共工事について、入札不調、不落札は令和3年2月末で土木建築部の7.7%に対して19.9%となっています。これは、農林水産部所管の工事が山間部を通る用水路や治山工事など、現場条件が厳しく敬遠される傾向にあるためと考えています。

対策としては、労務単価の引上げ、週休2日取得工事の費用の計上、熱中症対策として現場

管理費の補正など労働環境の改善に加えて、中山間地域における諸経費の補正、地域外からの労働者確保に対する経費の計上、主任技術者、現場代理人の兼任兼務の条件付許可、技術者の配置を必要としない余裕期間制度の活用など総合的に行ってきました。

今後もこれらの対策の徹底を図るとともに、現場条件を踏まえた予定価格の算定を行います。

また、工事の標準歩掛は比較的大規模な工事の調査結果を反映しており、小規模な現場条件にそぐわないことが不調の原因となっているケースもあるため、国に対して引き続き要望していきます。

高村林産振興室長 林業再生県産材利用促進事業費の大径材を活用したビジネスモデルの構築について回答します。

令和3年度は、森林組合や中核林業経営体、製材工場、建築士等による大径材利用促進会議を立ち上げ、大径材の供給から加工、利用に至る問題点等を洗い出し、解決に向け協議を行います。加えて、大径材から製材する場合の効率的な木取りやコスト等を明らかにし、施設整備を行う際のモデルを確立します。

令和4年度以降は、大径材確保の取組を行う製材所の規模、経営等に応じた投資、加工、販売に至るシミュレーションを行い、大径材加工施設の整備を支援していきます。

小手川漁港漁村整備課長 放置艇撤去の進め方についてお答えします。

まず、放置されている船舶の所有者の調査を行います。所有者が判明した船舶については、所有者に撤去を指示します。所有者が判明しなかった船舶については、廃棄物かどうかの判定を行い、廃棄物であると判定した船舶はそのまま廃棄物として処分します。

廃棄物ではないと判定した船舶は、専門の鑑定業者に財産価値の鑑定を依頼し、鑑定の結果、財産価値なしと判定された船舶は廃棄物として処分を行い、財産価値ありと判定された船舶は、簡易代執行を行います。簡易代執行では、船舶を保管施設まで運搬し、一定の期間、保管を行

います。保管している間に所有者が現れた場合は、所有者に船舶を引き渡し、所有者が現れなかった場合は競売にかけ、応札者があれば売却を、応札者がなければ廃棄物として処分を行います。

太田委員 放置艇のことについて、今、30年以内に南海トラフ地震が起こる可能性が高いと言われていますが、そういう放置艇等が津波によって沿岸部に押し寄せて、それが人的被害につながるということも言われているので、徹底した対策を早急に取りっていただきたいと思います。

それと、水田の基盤整備は長年、国、県が取り組んで、かなりのところが整備できていると思うが、そのことが農家の生産拡大になかなかつながっていない。そして、非常事態宣言が出されたように、もうかる農業になかなかつながっていないということが、これまでの農家のジレンマだと思うんですね。

特に、米価の低迷ということもあり、農家の収入が一向に増えない。それでいて、規模拡大とかで、農家は農機具等で大きな負債を抱えていることもあり、これは本県の大きな課題だと思うんですね。基盤整備だけをすればもうかる農業につながらないのがこれまでやってきた証だと思うんですね。そこをやっぱり販売も含めて、作ることはある程度できるようになってきた。あとはどういうものを作って、いかに売っていくかが大事になってくるのかなと思っているので、生産と販売が一体となって頑張っていたいただきたいと思います。

あと、森林資源に偏りがあり、将来利用できる森林資源の不足が懸念されるということですが、今後の長期的な林業政策をどのように進めていくかについて、林業政策を統括する立場から森迫審議監にお尋ねします。よろしく願いします。

森迫審議監 長期的な林業施策という質問をいただきました。

部長の答弁にありましたが、現在、本県は160万立方メートルの素材生産目標を掲げて取り組んでいます。150万まで拡大してしまし

た。順調に進んできていると思いますが、我々の責務はこれを次世代につなげていくことと思っています。

その中で、資源の不安という説明がありました。戦後、角材造林を中心に進めてきましたが、平成10年以降、造林面積が縮小し、その後は植えた整備、手入れに中心を置いてきたんですが、この20年間の間に造林が少なかったということは、この木が50年生を迎える30年後に不安な資源層が出てくるという心配をしています。

今、着実に進めているところですから、今なら我々はこれに挑戦できるのではないかという思いで二つの施策を提案しました。

一つは、大径材の利用、部長からも説明がありました。なぜ大径材を今後利用していく必要があるのか。本県の製材工場は、柱材を中心に製造してきました。この柱材は、50年生の杉がちょうど適しているんですね。そのために、そこが中心に切られてきます。ですから、残っている木が高齢になっていき、大径材になっていっています。これを有効利用することで、一部資源が枯渇する部分をカバーできるのではないかと。これは、今求められているエンジニアリングウッドといった高品質な木造に転換できると思っているんで、ここも初めての挑戦です。しっかりとやっていきます。

それともう一つ、30年後に資源が少なくなってくるのであれば、30年後に切れる林業はできないだろうか。短伐期を意識した新たな林業経営サイクルを確立して、森林所有者にとってもこれまで50年伐期だったものと、もう一つ、短伐期、二つ林業経営が選べるようになれば意欲も湧いてくるのではないかなというところで成長の早い早生樹、それからエリートツリーというものを提案して、来年から本格的に取組を進めていきたいと思っています。

それともう一つ、今年も災害がありました。公益的機能を多く求められています。経営林として維持していくのと、この公益的機能を発揮していく部分、これをしっかりとすみ分けて、それぞれの施策を行っていくことによって、強

靱な県土をつくりながら産業として魅力のある林業に発展させていくことができるだろうと思っています。

本県は、全国の中でも林業先進県と言われている。我が県だからこそできることがあると思っています。これに果敢に挑戦して行って、関係団体等を含めて、一生懸命取り組みながら、魅力ある産業に発展させていきます。

森委員 予算概要の26ページ、農協指導事業費に関してです。今定例会の時、知事から県農協の業務改善についての話がありました。このことが、さきほど部長から話のあった産出額にも少なからず影響があるかと思いますが、それだけではないと思います。

まずはこの農協指導事業費に関してですが、組合農家の負託に応える農協の育成を図ると書かれています。予算は前年度とほぼ変わっていませんが、どのような体制でどのように行うのかお答えいただきたいと思っています。

続いて、2番目として104ページから109ページにかけて肉用牛振興関係の予算があります。107ページにさきほど部長からもありました、大分らしい牛肉生産・流通対策委員会を設立して、戦略を練るとされています。この中で活発な議論がされることを期待しますが、肉用牛振興に関する各種事業、予算をいかした、スピード感を持った取組が必要であると思うので見解を伺います。

続いて、113ページの養鶏のところですが、県産の鶏肉振興に関してです。県が開発した地鶏冠地どりや豊のしゃもがありますけれども、これを増やしていこうという戦略の中で、素びなの供給体制について非常に脆弱であると聞いています。特に豊のしゃもについては民間事業者はしなくて、今育てている生産者にいただかなければならない状況にもなっていると聞いています。そのような中で予算も計上されていないようなので、この素びなの供給体制整備に関してどう考えているのか伺います。

4番目として、118ページ、獣医師確保対策事業費です。公務員獣医師等の充足の状況、また、獣医師の職場環境の整備に関してお聞か

してください。

続いて126ページ、大分県中央空港管理運営事業費3,112万2千円です。管理運営及び利活用に関する議論が毎年どのように行われていて、どのようなメンバーでどのような議論をしているのか。一般財源が2,900万円で使用料等収入が200万円しかないことについてお聞かせください。

最後に、162ページ、乾しいたけ新規参入者支援事業費2,471万円。いわゆるしいたけ版ファーマーズスクールですけれども、これまでの取組状況と現場での反応、予算は十分なのか伺います。

安藤団体指導・金融課長 農協の育成についてお答えします。

県農業の構造改革を進めていくためには、生産者の組織である農協の役割は極めて重要だと考えています。

このため大分県農協では、まずもって不祥事の対応策として、今年定めた業務改善計画の着実な実施が必要だと考えています。例えば、事業部制を廃止して権限を本店に移管することで効率的な運営を行うことや、広域人事異動の強化によって事業部内のなれ合い体質を払拭するなど、内部統制を強化するよう指導していきます。

これと平行して、農家所得の向上のために流通販売力を強化する必要があり、生産から販売まで本店で一元出荷し、大ロットを活用した販売体制づくりを進めることとしています。

また、農協本来の業務である営農指導については、営農指導専門の営農支援企画課を設置し、陣容を増やすことで農家に出向く体制を強化するよう考えています。

流通や生産の強化については、担当課の団体指導・金融課だけではなく、県の関係各課や振興局の普及員と連携して取り組んでいく必要があると考えているため、団体指導・金融課に令和3年度から連携の要として、専属の参事を配置し、責任を持って大分県農協に対し強く指導します。

梅木畜産技術室長 肉牛振興関係についてお答

えします。

牛肉の消費動向調査で赤身と霜降り肉の購入頻度は、赤身肉を好む回答が平成29年と25年を比較したところ、平成29年で5ポイント上昇し、消費者は赤身志向に変化しています。

また、食肉流通業者への聞き取りでは、皮下脂肪が薄く、バランスのよい枝肉への改良や、肉のうまみ、脂肪の質といった和牛本来のおいしさを求める傾向が高まっています。

今後の和牛肉生産は、消費者志向の変化や流通業者のニーズに応じた枝肉生産が不可欠です。このため、令和3年度から県産和牛肉の生産、流通、消費まで一貫した方向性を持った取組を開始するために、関係者や有識者で構成する対策委員会を設置します。この委員会では、枝肉歩留りなどの品質改善はもとより、和牛本来の肉のうまみや香りなどにこだわり、牛肉のうまみ成分の分析や血統、飼料給与などの関連性を調査研究し、他県産とは異なる本県独自の大分らしい和牛肉生産、流通販売の取組について、関係機関が一体となって検討します。

また、大分らしい種雄牛造成については、ゲノム育種価評価の活用や検定方法の見直しなどにより、従来6年かかる造成期間を約3年程度に短縮する種雄牛造成に取り組んでいきます。

続いて、県産鶏肉振興についてお答えします。

平成30年度の冠地どりの飼養戸数は7戸、素びな導入実績は13万600羽、飼養羽数は増加傾向にあります。20万羽の出荷を目標に進行中です。

一方、平成30年度の豊のしゃも飼養戸数は22戸、素びな導入実績は2万6,400羽、高齢化による廃業等を理由に年々減少傾向にある中、過去最大の出荷羽数である4万羽を目標に生産者団体とともに振興を図っています。

素びな供給は、畜産研究部が原種鶏を飼養し、冠地どりの一部を除き全て民間種鶏農場から生産用の素びなを供給しています。

冠地どりにについては、素びな生産羽数増羽を図るため、民間種鶏場のふ卵施設などの施設整備や改修に係る経費などについて支援しています。

豊のしゃもについては、素びな生産に意欲のある生産者に対し、畜産研究部等が種鶏の飼育に係る技術指導を行い、素びな供給の拡大に向けて取り組んでいます。

また、県産地鶏のブランド力向上や消費拡大を図るため、品質向上や安全性確保のための研修会や販促活動に対して支援しています。

河野畜産振興課長 獣医師確保対策事業費についてお答えします。

まず、公務員獣医師等の充足状況ですが、現在、県下に4か所ある家畜保健衛生所の獣医師の欠員状況は、各1人の4人となっています。再雇用職員によって補っている状況が続いており、新規採用職員を十分に確保するために、修学資金制度を設けて、国庫型で13人、県単型で2人、地域枠型で1人の学生を支援しており、将来の公務員獣医師確保に努めています。

また、職場環境の整備状況については、現在4家畜保健衛生所で42人の獣医師が勤務していますが、このうち15人が女性職員であり、ますます女性の比率が増加することが予想されます。このため、女性が働きやすい環境づくりが重要になってきており、既に女性専用トイレや更衣室については4家畜保健衛生所とも完備されている状況です。

今後は、高病原性鳥インフルエンザの発生など急を要する超過勤務に対応するために、現在、大分家畜保健衛生所にしか設置されていない女性専用休憩室の整備を検討するなど、働きやすい環境づくりに配慮していきます。

黒垣農村整備計画課長 大分県中央空港管理運営事業費についてお答えします。

まず、運営管理についてですが、航空法により年度当初に県中央飛行場安全方針を定め、管理事務所、九州航空防災航空隊をメンバーとする安全管理委員会を月1回開催し、安全管理などについて協議しています。

また、管理事務所、豊後大野警察署、豊後大野市消防本部、九州航空防災航空隊をメンバーとする保安委員会を年2回開催し、防災訓練の内容を協議しています。これら外部の関係者を含めた委員会により、適正な管理運営に努めて

います。

続いて、利活用についてです。

地元自治会代表者に空港利活用に関する要望を聞くとともに、管理事務所、豊後大野市、九州航空防災航空隊をメンバーとする県中央飛行場利活用推進会議を令和3年1月26日に開催しました。この会議では、県や市のホームページによる広報活動の充実や、県内小学校を対象とした相互学習の実施について等の意見が出され、令和3年度から取り組むことを確認しています。

今後にも年に1回程度開催し、利活用の推進を図りたいと考えています。

高村林産振興室長 乾しいたけ新規参入者支援事業費についてお答えします。

日本一の乾しいたけ生産技術を絶やすことなく、次世代へ継承するため、平成30年度から本県独自でしいたけ版ファーマーズスクールの設置や新規参入者に限定した生産施設整備等を支援した結果、この3年間で87人の新規参入者を確保しました。そのうち、約半数が年間1トン以上の生産を計画していることから、今後、大分の乾しいたけを担う中核的生産者となることを期待しています。

また、ファーマーズスクールはこれまで16人が受講して、当初開校していた市町村3市から、現在7市まで広がりを見せています。原木しいたけ栽培は、植菌から発生までの2年間に無収入期間となるため不安があったが、ほだ木造成や就業給付金などの補助事業により安心して栽培に取り組むことができたことと新規参入者からは評価を得ています。

県が行う就農相談会でも、当該事業をツールとして、しいたけ栽培の魅力を伝えており、相談者からの問合せも多いです。

予算についても、市町村からの要望に基づく額が確保できており、引き続き新規参入につながるよう取組を進めていきます。

森委員 まず、1番目の農協の関係です。今吉委員が定例会で質問し、部長からの回答であったのが、産出額の多い他県では、生産に身近な農協が本来の役割としてそういった生産指導を担っているということでした。知事からもそう

いった発言があったかと思えます。

さきほど部長からは、これまでそういった連携の会議をしていなかったと。これは大きな問題だと思えます。ずっとぼらぼらの組織であったと取れると思うんですが、今後、これは相当なパワーで改善していかなければならないと思えます。そのことについて、部長から後ほど答弁をお願いします。

肉用牛振興に関しては、新たな委員会が立ち上がるということですが、これまでであった流通対策の会議等もあります。きちんと統合して生産から消費まで一貫した話がしっかり皆さんでできるようにぜひしていただきたいと思えます。

それと県央空港ですが、利活用の会議が年1回ということですが、そもそもこれが農林水産部にまだ所管があること自体を見直すべきだと思うんですが、これについても部長に答弁をお願いします。

大友農林水産部長 農協の件の御質問をいただきました。県が今回、昨年の状況を見直し、農業の活力創出プランを見直して、その中の一番大きな課題は何だったかという、県、市町村、農業関係団体の連携でした。その段階でどういう組織を作って、その計画を推進していくかについては、基本的にはいろんな指標、目標がある。そういった目標を情報共有しようということで、例えば、振興局単位であったり、県庁の中の各団体ごとにそういう話をしていたのが現状でもあります。

そういった意味で、連携をしていなかったわけではないんですが、今回のように危機意識を共有し、しかも一体的に取り組むという確認ができたことは、ある意味一歩前進と思っています。これから何をどのようにやっていくのか、どういう課題に対して、どういう整理をしていくのか、その進め方は何なのか、それは生産、流通であったり、いろんな部分にまたがってくるので、専門的な関係のところもあれば、そうではないところもあるかもしれません。それぞれが意識を統一してしっかりやっていくということを、もうスタートしたんですから、来年度

からということではなくて、早速、どういう計画でやるか、そういったところを具体的に進めていきます。

もう一つの県央空港ですが、農道空港として始まって第三種空港になり、今の状況になっています。その途中で、高校であったり大学であったり、そういうところが使いたいとか、都度いろんな提案がありましたが、なかなかそれが実現していないのが現状です。

そういったことで、今、防災航空隊により防災ヘリの発着、あるいは九州航空による遊覧飛行を含めた利用が主になっています。どちらが主か従かという、我々の部で言うと、生活環境部の方が強いとは思いますが、農道空港として作っている以上は、ある程度その目的もしっかり整理しながら、どちらが今後力点を置いてやるべきなのか議論が必要だと思っているので、そういったところの話もまた進めていきます。

森委員 ありがとうございます。農業産出額の件もありましたが、これがスタートということで、今さらと取れるようですがしっかりと対策を講じて、私どももしっかり後押しをさせていただきたいと思えます。

県央空港の件は、利活用に関して真剣に本庁側で話していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

馬場委員 予算概要38ページの大分農業文化公園等管理運営事業費の、指定管理運営委託料と修繕費等についてお尋ねします。

大分農業文化公園は2001年4月に開園して、その当時は46万人が訪れていたとお聞きしています。そして、2005年度に行財政改革で運営業務を改善して入園料を無料にして、ちょうど20年経過しているということになると思えます。農業公園に行ったら、保育園児が遠足で来ていたり、それから釣りをする若い人が来ていたり、今は椿祭りをやっていました。

以前と比べて、本当にきれいに整備をして、そして、四季を通じたイベントや農業体験が行われたりして、以前行ったときと比べて随分ときれいでいいなと思っています。

お尋ねしたいのは、この入場者数の現状につ

いてどのようになっているのかが一つ。その中でも現在、農業文化公園のPRをどのようにしているのか、県民がどれくらい知っているのか。極端に少なくなったイメージを払拭させて、県民をターゲットに新たなPR方法を考えてみてはどうかと思います。

もう1点は、一番見晴らしのよい風のリズム広場がありますが、園内が120ヘクタールとかなり広く、正面ゲートと東ゲートから遠いことから、いかされていないのではないかと。今後の予算ではないのかもしれませんが、あそこに行けるような新たなゲートを作る計画はないのでしょうか。2点お尋ねします。

三浦地域農業振興課長 大分県農業文化公園等管理運営事業費について質問いただきました。

まず、入場者数についてですが、委員からもありましたが、近年、春のネモフィラ、秋のコキアなど見どころづくりを進めたことにより、入園者は増加傾向で、令和元年度は29万4千人、前年比5万5千人の増となっています。令和2年度は上半期はコロナの影響で非常に少なかったわけですが、下半期については、既に開園時に次ぐ多さとなっています。

また、令和元年度に行ったアンケート結果では、来園者の85%が県内からで、残りの15%が県外、そのほとんどが福岡県北九州からでした。

次に、PRの方法についてですが、現状ではホームページやフェイスブックでの情報発信に加え、県内の新聞広告や各種情報誌を利用した広報を行っています。昨年10月には、ヤフーのトップページに赤く色づいたコキアが掲載され、多い日は1日に8千人以上も訪れていただきました。

このように、近年、若者の来園も増加していることから、今後は新たにインスタグラムを活用した情報発信など、SNSやネットの利用によるPRを強化していきます。

次に、風のリズム広場をいかすためのゲートについてです。今、ゲートについては、正面ゲートと東ゲートがあります。風のリズム広場の最寄りのゲートは東ゲートですが、それでも距

離があるため、風のリズム広場の利用者が少ない状況です。

このように、利用者が少ない施設があることから、現在、外部有識者による農業文化公園の見直しを行っており、この中で施設の活用について検討しています。

馬場委員 ありがとうございます。県内の方が85%ということで、結構認知度があるのかなと思うんですが、そうであれば、物産交流館とかもありますし、そういうところで県下の農産物等を含めて出していただいたりとか、そういうのも考えられるのかなと思っています。

いずれにしても、県民が行きたいと思うような農業文化公園にしていただければと思います。

尾島委員 まず、60ページの農業活性化・スタートアップ圃場設置事業費についてです。

今日新たに示された説明資料によると、即時就農時の多様な就農希望者に、小規模補助をアパート方式で貸し付けるという説明があつんですけど、事業の詳細についてお伺いします。特に設置場所、もし就農予定者が決まっていれば、その就農予定者の目指す品目とか、あるいはアパート方式ですから何戸か戸数があると思うんですけど、その戸数についてもお伺いしたいと思います。

それから、リース方式という事なので、以前の方式と多分変わらないと思うんですが、リース期間やリース料等の考え方があればお願いします。

それから二つ目には、73ページのもうかる水田作物産地力強化対策事業費。ここで、いわゆる水稻新品種の導入費用が載っています。近年、温暖化の影響や相次ぐ気候の悪化もあって不作が続いたわけですが、何より高温の影響で米粒が白く濁る乳白現象が出るということで、最近、高温に対する耐性品種の導入を希望する農家が多く増えています。これは先般の一般質問であったわけですが、鹿児島県が開発したなつほのかは、ついこの前、二ノ宮議員が一般質問で取り上げて、その後2、3日前の大分合同新聞では第1面に大きく掲載されていました。今度、水稻新品種等の導入対策事業で、このこ

とが出てくると思うんですが、具体的な取組と見通しについてお願いします。

それから最後に、122ページの国土調査事業費のうち、地籍調査についてです。完了の4市はどこかということと、調査継続が残っている13市町だけで計算すると、進捗率は51%ということになってるので、まだ半分しか終わっていないわけですが、一番遅れている市町の進捗状況、そして、県下でこの地籍調査が最終的に完了する見通しはどうか、お願いします。

井迫新規就業・経営体支援課長 農業活性化・スタートアップ設置事業費について、詳細を御説明します。

まず設置場所についてですが、これは実際の実施主体の提案次第となると考えていますが、次年度において、具体的な問合せや検討をいただいているのは、現状で竹田市のみなので、同市内となると想定しています。

また、就農の予定者ですが、こちらはまだ決まっておらず、次年度に選考決定を行うことを考えています。

予算成立以降、速やかに就農相談等 dengan いうスキームがあるとPRして、即時就農希望者や半農半X希望者など多様な担い手候補を引き付けていきます。

栽培品目についてですが、こちらまずは就農希望者がどのようなものを希望するかにもよりますが、現在、場所は竹田市を想定していますので、トマトやピーマンといった施設栽培と白ねぎやキャベツといった露地野菜の組合せ、竹田地域にあった品目を提案することを第一に考えています。

また、就農予定の戸数ですが、こちらはリース利用の上限を施設栽培10アールと露地栽培10アール、合計20アールと考えているので、整備規模から考えると少なくとも5戸が入植できることとなります。一方で、上限未満の利用が複数あって、その組合せによっては5戸よりも多くなると考えています。

最後にリース期間とリース料ですが、まず、リース期間については3年を上限と考えていま

す。リース料については、月2万円程度と考えています。その考え方についてですが、基本的には最低限の資金の準備で就農が図れるようにという事業のコンセプトなので、リース料については、圃場の整備後に運営主体がその運営を続けていけるのに必要な最小限度の額を目指しています。

また、期間ですが、入植後に農業をやっている適性を示せば、また改めて別のところに入植して地域に根付いていただき、このスタートアップ補助については、次の方に機会を譲っていただきたいと思っているので、期間も3年を上限としています。

田染農地活用・集落営農課長 水稻の新品種の具体的な取組について御説明します。

御案内のとおり、この新品種なつほのかですが、本格的には令和4年から進める計画を持っています。このため3年度については、県内10か所で実証圃を設置し、栽培特性の把握を行っていくことにしています。

また、品質や食味評価の確認を行うために分析調査も実施して、品種の持つ特性を把握して、販売にいかしていくこととしています。

また、生産者については、広くPRを行うために、この実証圃を活用して栽培研修会や成績検討会などを開催しながら、ヒノヒカリからの転換を図っていくこととしています。

黒垣農村整備計画課長 国土調査事業費についてお答えします。

まず完了4市ですが、国東市、日田市、由布市、豊後高田市です。

続いて、継続13市町で最も進捗率が低いのは別府市と津久見市で約11.2%の進捗となっています。

県下全域の完了予定は、現在の進捗ベースの年間約25平方キロメートルで計算すると、約80年という長期間を要することになります。このため、進捗率の向上を図るには、まずは予算の確保が重要になると考えており、令和3年度の当初予算は対前年比107%の予算要求をしています。

また、先進的な技術を用いた、国が事業主体

となって国庫100%で実施する効率的な手法導入推進基本調査を積極的に導入していきます。これは、航空機等を用いて広範囲にデータを取得することで、現地立会い等の効率化が図られることから進捗率の向上が可能となります。

このほか、民間等が実施する宅地開発等の測量成果でも一定以上の精度があれば地籍調査成果と同等とみなされる国土調査法第19条第5項の制度も積極的に活用していきたいと考えています。これにより進捗率の向上を図っていきます。

尾島委員 まず、スタートアップですが、アパート方式の意味が分かりました。建てて、そこに3年ほど入居したら出て行って、また次の人に入ってもらおうということと思うんですが、さきほど最高で10アールということだったので、ちょっとイメージが湧かないんですが、例えば、6メートル掛け40メートルぐらいのハウスで計算すると2.4アールですから、大体50アールで20棟ぐらい建つんですね。だから、ハウスを一杯並べておいて、それを貸すのかを教えてくださいたいと思います。

それから新品種の導入については、目標を定められているのかどうか、まだこれから導入が始まるだけですから、そこまで行っていないという意味ではそれでいいんですが、目標があれば教えてくださいたいと思います。

それから、地籍調査は随分と時間がかかります。これから今後ますます境界の立会い等が高齢化で難しくなってくると思うので、予算の確保が大事でしょうが、やはり市町村と協力して、この調査の加速化をぜひ図っていただきたいなと思っています。

井迫新規就業・経営体支援課長 スタートアップ補助の貸出しの在り方は、委員のおっしゃるとおり、ハウスがその土地に並んで建っているところの区画を区切って貸し出すということです。

また、品種の導入についてですが、これは入植希望者がどのようなものを希望するかというのがありますが、やはり県としても戦略を共有できればありがたいなと思っていますので、基本的

には県の戦略品目とかを導入する方向で提案をしていきます。

田染農地活用・集落営農課長 なつほのかの目標ですが、当然この品種については奨励品種決定調査で栽培適性を見て採用した品種ですが、まだ県下全域で適性がはっきり分かっていないので、3年産でこの適性を確認し、4年産は目標として1千ヘクタール、それから5年産で2千ヘクタール、6年産で3千ヘクタールという目標を立てて、具体的な取組を進めていくこととしています。

鴛海副委員長 以上で、事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑がある方は挙手をお願いします。

玉田委員 通告していなかったんですが、さきほど部長の説明を聞きながら、少し疑問ができたので申し上げます。

説明に使った令和3年度当初予算の体系と主な事業農林水産部の3ページのところの、力強い経営体や多様な人材の確保・育成という部分で、同時に説明のあった非常事態宣言を出して、本当に縦割り横串、いろいろ考えながらやられている前段で、毎年思うんですが、こういう事業の中の県立農業大学の位置付けというか、来年度、この充実に向けてどうやっていくか。と言うのは、県立農業大学の運営費については、例年とほぼ同じぐらいの金額ですし、それから、令和元年の257人の新規就農者を令和6年には289人ということで、これだけ増やすんだということですが、農大の卒業生を考えたらちょっと少ない数字ですね。

農大の卒業生の進路先というのは重々、いろいろなところで説明を聞いていて、食品関連産業に行ったり、新規就農は減っている状況があるんですが、そういう中で、農業大学をどう着地させていくのか。ちょっと言い方が難しいんですが、それについて部長の考えを伺いたいたいということが一つ。

それから、これは担当課長にお願いしたいんですが、元気で豊かな農山漁村づくりで、直売所の連携強化が出ています。いろんな直売所があるんですが、大体どのレベルというか、どう

いう定義の直売所をイメージしているのかについて。

それとあわせて、大分県が随分前に里の駅というのをつくって、ネットワーク化しています。そういうところについてのアプローチというか、その辺をどう取り組んでいくのかとか、そういうことについてお考えがあれば教えていただきたいと思います。

あとは要望ですが、一つは、乾しいたけの振興について、うみまだけの流通拡大をやっています。これは毎年質問していて、うみまだけでもスタートして数年ですから、まだ効果が出るころまでいっていないと思いますが、家庭消費量がこの10年で半減しているという危機感の中で出てきた事業なので、ぜひこれについては、来年度も拡大に向けて取り組んでいただけるようお願いします。

それから、県央空港について、さきほど森委員から話がありました。私も同感です。ただ、一つは、全国の状況を見ると指定管理に出しているところがあったり、あるいは太陽光の発電所になったり、全国も模索している中ですので、せっかくスタートしたので、大前提としては活用プラス地元合意、地元を受け入れられる形で進めてほしい。

最後の2点は要望なので、最初の2点についてお答えをお願いします。

大友農林水産部長 農業大学校についての御質問をいただきました。

私が部長をしている2年で、農大の入学生は、大体40人ぐらいで今年もそんな状況になりそうです。定員が60人ですから、なかなか難しいなど。

それは一つは、農業高校から入ってくる生徒、農業高校と言うか、そういう学科から入ってくる子が多かったんですが、そこがどうしても少しずつ縮んできているのはあるんですが、いずれにしても60人という目標を定めて、しっかりその生徒を確保することがまず一つ大きな内容だと思います。

その上で、生徒を確保するとき、大学とはどういうものなのかというところのいろんな考

え方があると思います。雇用をしている方の話を聞くと、こういうところをもっと重点的に教育をしてくれとか、いろんな話を聞きます。要は、出口のところはどう生徒を育てて送り出すか、そこをしっかりとやっていく必要があると思っています。そうすることによって、入口から出口に魅力ができれば、またたくさん生徒が入ってくると思っています。

今年の状況を申し上げますと、40人ほど卒業する中で、就農、農業に直接関わった方が確か6人だったと思います。農業関係の法人、農事組合法人、あるいは生産法人に行く方が8割ぐらい、30人近くいたと思います。それ以外の、いわゆる民間企業に行く方がごく数名なので、基本的には農業関係に携わっていただいていると思っています。

257人の新規就業について、直接就農した方もいますが、種苗関係や農協などの農業関係に行った方もいるので、そこを外せばもう少し減りますが、いずれにしても、そこが非常に重要になってくると思います。例えば、認定農業者の人たちから聞くと、もっと農業大学校はこうあった方がいいとか、強い意見を伺います。そういったところをしっかりと整理しながら、農業大学校の改革ではないですが、たくさんの人に学校に来てもらって、県の農業に携わっていただけるような、そういう組織にしていきたいと思っています。

三浦地域農業振興課長 直売所を起点とした中山間地域農業推進事業についてお答えします。

直売所は中山間地域における貴重な出荷先であると同時に、消費者と生産者が交流できる施設として重要と考えています。これまで、県からの情報提供については、直売所の差を設けず、把握している全ての直売所に対して情報提供を行っています。

今回の事業の中の連携会議についてですが、個人で行っている直売所は対象とは考えていませんが、このレベルについての線引きはまだ行っていません。この連携会議で行う中身については、魅力ある商品づくりであるとか、新たな販売対策であるとか、直売所の運営の体制づく

りなどを優良事例を学びながら、直売所をより良くしていく意識のある直売所の管理者に参加していただきたいと考えています。これについては、里の駅であろうが道の駅であろうが、その辺の経営形態は別に考えていません。

玉田委員 ありがとうございます。新規就農の問題については、とても重要な問題だということはみんな共有していると思います。それぞれのいろんな世代に対してのアプローチは重要ですが、まず、ベースは農業大学校で学んだ人たちが新規就農することもやっぱり大きな柱で、十分認識されていると思いますが、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

それから、直売所についても、いろんな直売所があるし、連携会議の中身は、これから考えていくということですが、直売所を運営している方、そこに出荷している方の年齢とかを考えると、これはやっぱり余り時間がないと思うので、この件についても早急に取り組んで、そして、次の世代にうまく伝えられるような形でぜひ取り組んでほしいと思います。どうかよろしくをお願いします。

衛藤委員 大分県農業非常事態宣言について部長に伺います。

この予算特別委員会の真ただ中にこういった形で非常事態宣言を出されるという話になり、当然こういった資料も出されてきているので、ここについて触れざるを得ないと思っています。

まず一つ目が、この非常事態宣言を出すにあたって、こういった重要な問題に対して、議会に対する事前の説明が全くありませんでした。私の聞き及んでいる範囲では、農林水産委員会の委員の誰一人にも、そして、委員長にさえ事前にこういったことが行われるという話すらありませんでした。これははっきり言って議会軽視だと思っています。部長の議会に対する考え方、スタンスについて伺いたいということが一つです。

二つ目が、正直言ってひどい内容だと思えます。知事は少なくとも私が、我々が当選して以来ずっと農業の構造改革を進める、もうかる農業をつくる、そうやってきてかなり多くの税金

を投入してきましたが、今回、減少したという結果。これに対する責任の所在はきちんとしておくべきだと思います。

自民党会派ではなくて、私個人としては、少なくとも一番の責任者である広瀬知事、そして、農林水産部長も御経験された尾野副知事、そして、現在その職務にある大友部長、このお三方の責任の取り方というのは何かしらあってしかるべきだと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

大友農林水産部長 さきほど、冒頭の説明の中で少し触れましたが、産出額が通常であれば12月頃に出ますが、今回はこの時期に出ました。秋には、さきほど申し上げた農林業センサスが出て、非常に厳しい状況と理解していました。その中で、この状況をどう打開したらいいか考えました。これまでいろんな関係団体と連携してこなかったわけではなく、それぞれのセクションではしっかり意見交換をしながら、方向性を確認しながらやってきていた。しかし、トップとして皆さん方の意識を統一した形のものなかったのが、今回、会議を行いました。

それにあたって、さきほど申し上げたように、12日に発表があり、この後どうするか。例えば、この会議がもう1週間後でも別に悪くはなかったかもしれません。ただ私としては、早くやって、対応していかないと、時間がたてばたつほど意識が下がっていくので、急遽15日に関係団体と話をし、やりませんかと投げかけました。そこで了解をいただいてこの会議を持ったわけです。産出額がどうなったかという説明は事前に少ししましたが、今回の会議に、どういう人が集まってということまでは、申し訳ありません、私の気が回らなかったところがこういう結果を招いているので、その分についてはおわびを申し上げます。正に県議会の皆さまに県農業がどうあるべきか、そういったところを真剣に議論いただいているし、助言、アドバイスもいただいている中で、こういう結果を招いたことへの責任は痛感しています。申し訳ありませんでした。

それともう1点については、農業産出額が3

年連続下がっている。その中で、中身は資料を付けていますが、園芸など伸びているところと言うか、例えば、栽培面積がどうかと言うと、拡大はしています。ただ、高齢化によって減っているところとの相殺であったりがしっかりできていないので、今の結果になっている部分もあると思います。そこをいかに新しい人を呼び込んで、あるいは今やっている方に継続してもらおうか、あるいは交代してもらおうか、今そういったところの岐路に立っていると思っています。

そういったことから、我々の責任の取り方という話でしたが、しっかりその道筋を付けることが大事だと思っているし、その結果として、今回、関係団体が危機意識を共有して進むことになるので、さらにそこをしっかりと進めていきたいと思っています。

衛藤委員 少なくともこういった本当に大事な問題は、最低でも委員会のベースでしっかりと事前に説明しながら進めていくべきだと思うし、これは農林水産部だけではないんですよね。他部局でこういったことが、特にこの1年ほど多々ありました。その中でまたこういうことが起きたのかということで、議会軽視の問題について、我々としても本当に強く失望しています。

少なくとも責任の所在については、引き続きとおっしゃいましたが、部長はもう御退職ですよ。やっぱり私は重いと思う。この非常事態宣言を出すということは、今までやってきたことが失敗していたという宣言にほかならないと思っています。そこに関する責任の取り方は、知事、副知事も重く考えていただくべきではないのかなと。

これ以上、部長に答弁を求めても答弁の仕様がなと思うので、これ以上は要求しませんが、要望として申し上げます。

今吉委員 今の関連で、私は責任はいつでもいいんですが、今回、非常事態宣言の資料までいただいてちょっと思ったのが、令和3年度の予算自体が甘かったということだと思うんです。非常事態宣言をした以上は、解除しないといけないでしょう。コロナで緊急事態宣言とか国も

あげたではないですか。宣言した以上、解除するとなれば、多分この令和3年度の予算の見直しとか、あるいは当然危機脱出行動と、行動がいくつか書いていますよね。そうすると、組織改革もやっぱり早急にやらないといけないということだと思うんです。

だから、この非常事態宣言を資料で出させていただいた以上、そういう組織改革から予算の見直しも含めて、当然早めに対応せざるを得ないという気がするんですが、そこはどうでしょうか。

大友農林水産部長 さきほど申し上げたように、新しい戦略会議を設置させていただいて、それが今後どう展開していくか、それは今からしっかり整理をしていくわけですが、その中で、それぞれの団体、行政、市町村もあると思います。そういったところが今後こういう状況を踏まえた上で、何をやっていくのかという方向性を決めていく必要があると思っています。その中で、緊急性のあるものは必要に応じて予算の補正も必要だと思っているし、そういったところは柔軟にと言うよりも、即座に対応していく形を頭の中に描きながら進めていきたいと思っています。

今吉委員 要は、本県農業は危機的状況に陥っている。これをいろいろな組織から予算から、一から見直しをするぐらいのパワーで早めに対応してください。お願いします。

鴛海副委員長 ほかに御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって、農林水産部関係予算に対する質疑を終わります。

以上で、本日の審査日程は終わりました。

次会は、明18日午前10時から当議場で開きます。

これをもって、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。